

ふ く し
福祉のしおり

しょう ひと
障がいのある人たちのために



かどまし ほけんふくしぶ しょう ふくしか
門真市 保健福祉部 障がい福祉課

こじんばんごう かん
マイナンバー（個人番号）に関するお知らせ

I	しょう しょうていしやう こうふ 障がい者手帳の交付	1	5	しゅうがくまえじどう はったつしえんどう むしょうか 就学前児童の発達支援等の無償化	43
1	しんたいしやう しょうていしやう 身体障がい者手帳	1	6	ちいせいかつしえんじぎやう 地域生活支援事業	46
2	りやういくていしやう 療育手帳	3	7	たじぎやう その他事業	47
3	せいしんしやう しょうほけん ふくしていしやう 精神障がい者保健福祉手帳	4	VII	てあて ねんきんどう 手当・年金等	50
II	なんびやうかんじやとう しえん 難病患者等の支援	6	VIII	げんめん わりびき 減免・割引	53
III	そうだん まどぐち 相談の窓口	14	1	しよとくぜいとう げんめん 所得税等の減免	53
1	きかんと 機関等	14	2	こうつううんちん わりびきとう 交通運賃の割引等	55
2	そうだんいん 相談員	20	3	ゆうりやうどうろ わりびき 有料道路の割引	57
IV	いりやうひ じよせいとう 医療費の助成等	21	4	ほうそうじゆしんりやう げんめん NHK放送受信料の減免	57
1	じゆうどしやう しょういりやうひ じよせい 重度障がい者医療費の助成	21	5	けいたいでんわ わりびき 携帯電話の割引	58
2	おやかていりやうひ じよせい ひとり親家庭医療費の助成	21	6	えいがかん わりびき 映画館の割引	58
3	ほけんじぎやう 保健事業	22	7	むりやうばんごうあんない NTTの無料番号案内	58
4	じりつしえん いりやうひ こうせいりやう じよせい 自立支援医療費（更生医療）の助成	23	8	かどましないかくえきまえちゆうりんじやう 門真市内各駅前駐輪場の いちじしやうりやう めんじよ 一時使用料の免除	58
5	じりつしえん いりやうひ いくせいりやう じよせい 自立支援医療費（育成医療）の助成	23	9	こうきよしせつとう しやうりやう げんめんとう 公共施設等の使用料の減免等	58
6	じりつしえん いりやうひ せいしんつういん じよせい 自立支援医療費（精神通院）の助成	24	10	ほうもんしゆうしゆう さわやか訪問収集	59
7	こうきこうれいりやうせいど 後期高齢医療制度	24	11	しゆうしゆう ふれあいサポート収集	59
V	ほ そうぐ にちじよせいかつやうぐとう 補装具・日常生活用具等	25	IX	ちゆうしやきんしじよがいしていしやひやうしやう 駐車禁止除外指定車標章	60
1	ほ そうぐ ひ こうにゆう かりうけ しゆうり しきゆう 補装具費（購入・借受・修理）の支給	25	X	た その他	61
2	かどましなんちやうじとくべつほちやうききゆうふじぎやう 門真市難聴児特別補聴器給付事業	25	◇	しんたいしやう しょうしやう ていどうきゆうひやう 身体障がい者障がい程度等級表	62
	補装具申請の流れについて	26	◇	かんけいだんたいいちらん た だんたい 関係団体一覧・その他団体	63
3	おおさかふなんちやうじほちやうきこうふじぎやう 大阪府難聴児補聴器交付事業	26	◇	しょう じつじよしえん 障がい児通所支援	64
4	にちじよせいかつやうぐ きゆうふ たいよ 日常生活用具の給付・貸与	27	◇	しょう ふくし じぎやうしよ 障がい福祉サービス事業所	66
①	しんたいしやう しょう じ なんびやうかんじや じ 身体障がい者（児）・難病患者（児）の にちじよせいかつやうぐ 日常生活用具	27	◇	していとくていそうだんしえんじぎやうしよ 指定特定相談支援事業所	69
②	ちてき せいしんしやう しょう にちじよせいかつやうぐ 知的・精神障がい者の日常生活用具	38	◇	しょう しょう かん 障がい者に関するマークについて	72
③	しょうにまんせいとくていしつべいじどうとう にちじよせいかつやうぐ 小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具	39			
VI	にちじよせいかつ しえん 日常生活の支援	41			
1	しょう ふくし 障がい福祉サービス	41			
2	しょう じしえん 障がい児支援サービス	42			
3	こうがくしやう ふくし とうきゆうふひ 高額障がい福祉サービス等給付費	43			
4	た しけいげん そち 多子軽減措置	43			

※備考（タイトルに記載されている記号意味）

身 … 身体障がい者の方

知 … 知的障がい者の方

精 … 精神障がい者の方

難 … 難病患者の方

しょう ふくしか し 障がい福祉課からのお知らせ

こじんばんごう しんせいしょうと う きさい ほんにんかくにん マイナンバー(個人番号)の申請書等への記載と本人確認について

か き かくしゅてつづき きさい こじんばんごう かくにん ひつよう しんせいしよ きにゆう
下記の各種手続きの際には、マイナンバー(個人番号)の確認が必要となっています。申請書にご記入いただくマイ
ナンバーについて、ばんごうかくにん みもとかくにん おこな
番号確認と身元確認を行います。

こじんばんごう きさい ひつよう かくしゅてつづきいちらん マイナンバー(個人番号)の記載が必要な各種手続一覧
しょうがいしゃそうごうしえんほう もと しえん かん かくしゅしんせい 障害者総合支援法に基づく支援に関する各種申請
しょう ふくし ① 障がい福祉サービス
ほそうぐ ② 補装具
じりつしえんいりよう こうせいりりよう いくせいりりよう せいしんつういんいりよう ③ 自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)
ちいきせいかつしえんじぎよう にちじょうせいかつようぐとうきゆうふ いどうしえん につちゅういちじしえん ④ 地域生活支援事業(日常生活用具等給付、移動支援、日中一時支援)
こうかくしょう ふくし ひ ⑤ 高額障がい福祉サービス費
じどうふくしほう もと しょう じつうしよしえん かん かくしゅしんせい 児童福祉法に基づく障がい児通所支援に関する各種申請
しょう じつうしよしえん ① 障がい児通所支援サービス
こうかくしょう じつうしよきゆうふひ ② 高額障がい児通所給付費
とくべつしょう しゃてあてとう きゆうふ かん かくしゅしんせい 特別障がい者手当等の給付に関する各種申請
しょう じふくしてあて ① 障がい児福祉手当
とくべつしょう しゃてあて ② 特別障がい者手当
けいかてきふくしてあて ③ 経過的福祉手当
しんたいしょうがいしゃふくしほう せいしんほけんおよ せいしんしょうがいしゃふくし かん ほうりつとう もと しえん かん かくしゅしんせい 身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等に基づく支援に関する各種申請
しんたいしょう しゃてちょう ① 身体障がい者手帳
せいしんしょう しゃほけんふくしてちょう ② 精神障がい者保健福祉手帳
りょういくてちょう ③ 療育手帳
そち しんたいしょうがいしゃふくしほう ちてきしょうがいしゃふくしほうおよ じどうふくしほう もと そち ④ 措置(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく措置)

ばんごうかくにん およ みもとかくにん つぎ かくしゅぎょうせいてつづき おこな さんしょう
※ 「番号確認」及び「身元確認」については、次のページ、各種行政手続を行うみなさまへを参照
してください。

かくしゅぎょうせいてつづき おこな
各種行政手続を行うみなさまへ

1. 本人が対面で手続を行う場合(※郵送時は、コピーを同封してください。)

<p>ばんごうかくにん 番号確認 ア～ウのいずれかを提示</p>	<p>みもとかくにん 身元確認 ア～ウのいずれかを提示</p>
<p>ア こじんばんごう 個人番号カード(マイナンバーカード)</p>	<p>ア こじんばんごう 個人番号カード(マイナンバーカード)</p>
<p>イ つうち 通知カード ※令和2年5月25日以降お持ちの 通知カードに記載の住所、氏名に変更 がない場合は、ご利用いただけます。</p>	<p>イ 【顔写真付きの身分証明書(以下から1点)】 (1)運転免許証 (2)運転経歴証明書 (3)パスポート (4)身体障がい者手帳 (5)精神障がい者保健福祉手帳 (6)療育手帳 (7)在留カード (8)特別永住者証明書 など</p>
<p>ウ じゅうみんひょう うつ じゅうみんひょうきさいじこう 住民票の写しや住民票記載事項 証明書(個人番号が記載されたもの) ※6箇月以内のもの</p>	<p>ウ じょうき しよめん も ばあい ていじただ 上記ア、イの書面をお持ちでない場合やご提示頂く のが困難な場合 【身分証明書(以下から2点)】 (1)以下の公的医療保険の被保険者証又は資格確認書 ①国民健康保険 ②健康保険 ③船員保険 ④後期高齢者医療制度 ⑤国家公務員共済組合 ⑥地方公務員共済組合 ⑦私立学校教職員共済制度 (2)健康保険日雇特例被保険者手帳 (3)介護保険の被保険者証 (4)国民年金手帳 (5)児童扶養手当証書 (6)特別児童扶養手当証書 など</p>

じょうき てつづきかのう しよるい かわ かくたんとうまどぐち と あ
 上記のほかにも手続可能な書類はございます。詳しくは、各担当窓口にお問い合わせください。

2. 代理人が対面で手続を行う場合(※郵送時は、コピーを同封してください。)

番号確認 ア～ウのいずれかを提示		代理人の身元確認 ア～ウのいずれかを提示		代理権の確認	
ア	個人番号カード (マイナンバーカード)	ア	個人番号カード (マイナンバーカード)	(1)任意代理人の場合 委任状 ※郵送時も【原本】	
イ	通知カード ※令和2年5月25日 以降お持ちの通知カード に記載の住所、氏名に変 更がない場合は、ご利用 いただけます。	イ	【顔写真付きの身分証明書 (以下から1点)】 (1)運転免許証 (2)運転経歴証明書 (3)パスポート (4)身体障がい者手帳 (5)精神障がい者保健福祉手帳 (6)療育手帳 (7)在留カード (8)特別永住者証明書 など	(2)法定代理人の場合 ①親権者の場合 戸籍謄本(抄本) ②未成年後見人の 場合 戸籍謄本(抄本) ③成年後見人の場合 登記事項証明書など	
ウ	住民票の写しや住民 票記載事項証明書 (個人番号が記載され たもの) ※6箇月以内のもの	ウ	【身分証明書(以下から2点)】 (1)以下の公的医療保険の被保険者証 又は資格確認書 ①国民健康保険 ②健康保険 ③船員保険 ④後期高齢者医療制度 ⑤国家公務員共済組合 ⑥地方公務員共済組合 ⑦私立学校教職員共済制度 (2)健康保険日雇特例被保険者手帳 (3)介護保険の被保険者証 (4)国民年金手帳 (5)児童扶養手当証書 (6)特別児童扶養手当証書 など		

上記のほかにも手続可能な書類はございます。詳しくは、各担当窓口にお問い合わせください。

I 障がい者手帳の交付

1 身体障がい者手帳

<p>ない 内 容</p>	<p>しかく ちょうかく へいこうきのう おんせい げんごきのう きんのう したい しんぞうきのう ぞうきのう かんぞうきのう 視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、 こきゅうききのう また ちよくちのうききのう しょうちのうききのう およ めんえききのう しょう 呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能及び免疫機能に障がいのある人に交付されます。 しょう 障がいの程度により1級から7級までの等級があります。(7級単独での手帳の交付はありません。) てちょう しゅとく 手帳を取得することにより、障がいの種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。</p>
<p>しんせいてつづき 申請 手続</p>	<p>とどうふけん ちじ していいい し しんだん う かき けいさい 都道府県知事の指定医師の診断を受けられましたら、下記に掲載のものを添えて、申請してください。 てつづき ひつよう 【手続に必要なもの】① 申請書(障がい福祉課窓口でお渡します。) ② 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル) ③ 診断書・意見書(所定のもの) ④ 個人番号カード(マイナンバーカード) ⑤ 承諾書 ⑥ 公的医療保険の資格確認ができるもの (健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ) しちょうそんみんぜいひか ぜいせたい せいかつ ほご う ひと ほご か そうだん ひと しんだんりよう 市町村民税非課税世帯(生活保護を受けている人は、保護課にご相談ください。)の人には診断料を じよせい りようしゅうしょ こうざばんごう いんかん じさん 助成しますので、その領収書・口座番号がわかるもの・印鑑をご持参ください。</p>
<p>さいにんてい 再認定</p>	<p>しょう じょうたい さいにんてい ひつよう ひと てちょう こうふ さいにんていひ してい 障がいの状態によって、再認定が必要となる人がおり、手帳交付のときに再認定日が指定されます。 てちょう きさい さいにんていねんげつ かげつまえ さいにんていてつづき 手帳に記載されている再認定年月の3箇月前から再認定手続ができます。(おおむね3箇月前に通知 ぶんしょ ほうそう 文書を発送いたします。) てつづき ひつよう 【手続に必要なもの】① 申請書(障がい福祉課窓口でお渡します。) ② 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル) ③ 診断書・意見書(所定のもの) ④ 個人番号カード(マイナンバーカード) ⑤ 承諾書 ⑥ 公的医療保険の資格確認ができるもの (健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ) ⑦ 現在お持ちの手帳 しちょうそんみんぜいひか ぜいせたい ひと しんだんりよう じよせい りようしゅうしょ こうざばんごう いんかん 市町村民税非課税世帯の人には診断料を助成しますので、その領収書・口座番号がわかるもの・印鑑 じさん をご持参ください。</p>

<p>とうきゆうへんこう 等級変更</p>	<p>しょう ていど か おも ばあい さいにんてい おな てつづき おこ くだ 障がい^{しょう}の程度^{ていど}が変わった^かと思われる^{おも}場合は、再認定^{さいにんてい}と同じ^{おな}手続^{てつづき}を行って^{おこ}下さい。</p>
<p>きょじゅうち 居住地 . しめいへんこう 氏名変更</p>	<p>か き けいさい のものを添えて、下記の^か手続^{てつづき}窓口^{まどぐち}で変更^{へんこう}手続^{てつづき}をして^{くだ}さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ^{しがい} 市外^{てんしゆつじ}への^{てつづき}転出^{まどぐち}時の^{てんしゆつさき}手続^{しょう}窓口^{ふくしたんとうまどぐち}: 転出^{ふくしたんとうまどぐち}先の^{しょう}障がい^{ふくしたんとうまどぐち}福祉^{ふくしたんとうまどぐち}担当^{ふくしたんとうまどぐち}窓口 ■ ^{しな} 市内^{てんきよじ}での^{てつづき}転居^{まどぐち}時の^{しょう}手続^{ふくしか}窓口^{ふくしか}: 障がい^{ふくしか}福祉^{ふくしか}課 <p>【手続^{てつづき}に必要な^{ひつよう}もの】① ^{げんざい} 現在^もお持ち^{てちょう}の手帳</p> <p>② ^{こじんばんごう} 個人^{こじんばんごう}番号^{こじんばんごう}カード^{こじんばんごう} (マイナンバー^{こじんばんごう}カード)</p> <p>③ ^{いにんじょう} 委任^{にんいだいにん}状^{ばあい} (任意^{ひつよう}代理人^{ひつよう}の場合は^{ひつよう}必要^{ひつよう}です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ^{しめいへんこう} 氏名^{ばあい}変更^{しな}の場合は、市内^{てんきよじ}での^{てつづき}転居^{どうよう}時の^{どうよう}手続^{どうよう}と同様^{どうよう}です。
<p>さいこうふ 再交付</p>	<p>てちょう ふんじつまた はそん か き そ さいこうふ しんせい 手帳^{てちょう}を紛失^{ふんじつまた}又は破損^{はそん}したときは、下記の^かものを添えて、再交付^{さいこうふ}の申請^{しんせい}をして^{くだ}さい。</p> <p>【手続^{てつづき}に必要な^{ひつよう}もの】① ^{こじんばんごう} 個人^{こじんばんごう}番号^{こじんばんごう}カード^{こじんばんごう} (マイナンバー^{こじんばんごう}カード)</p> <p>② ^{いにんじょう} 委任^{にんいだいにん}状^{ばあい} (任意^{ひつよう}代理人^{ひつよう}の場合は^{ひつよう}必要^{ひつよう}です。)</p> <p>③ ^{げんざい} 現在^もお持ち^{てちょう}の手帳^{はそん} (破損^{ばあい}の場合^{ばあい})</p> <p>④ ^{かおじやしん} 顔^{たて}写真^{たて} (縦^{よこ}4センチメートル^{よこ}×横^{よこ}3センチメートル^{よこ})</p>
<p>へん かん 返 還</p>	<p>てちょう こうふ う ひと しぼう ばあい しょう ていど か ほう さだ しょう がいとう 手帳^{てちょう}の交付^{こうふ}を受けた^う人が死亡^{ひと}された^{しぼう}場合^{ばあい}や障がい^{しょう}の程度^{ていど}が変わり、法^かに定める^{ほう}障がい^{さだ}に該当^{しょう}し なくな^{がいとう}った^{がいとう}時は、下記の^かものを添えて、障がい^{しょう}福祉^{ふくしか}課^{まどぐち}窓口^{へんかんてつづき}で返還^{へんかん}手続^{てちょう}して^{くだ}さい。</p> <p>【手続^{てつづき}に必要な^{ひつよう}もの】 ^{へんかん} 返還^{てちょう}する^{てちょう}手帳</p>
<p>た そ の 他</p>	<p>てちょう たにん じょうとまた たいよ 手帳^{てちょう}を他人^{たにん}に譲渡^{じょうとまた}又は貸与^{たいよ}することは^{たいよ}できません。</p>
<p>まど 窓 口</p>	<p>しょう しょう ふう しょう ふう 障がい^{しょう}福祉^{ふう}課^{しょう}</p>

※ ^{しんたいしょう} 身体^{しやてちょう}障がい^{とうきゆう}者^{がいとう}手帳^{がいとう}の等級^{がいとう}に該当^{していいし}するかどうかは、指定^{そうだん}医師^{そうだん}にご相談^{そうだん}ください。

※ ^{しんせい} 申請^うを受け^つ付けてから^{てちょう}手帳^{こうふ}が交付^{しんせい}される^{しんせい}までの^{しんせい}所要^{しんせい}日数^{しんせい}

【申請^{しんせい}手続^{しんせい}】・【再認定^{さいにんてい}】・【等級^{とうきゆう}変更^{へんこう}】・・・約^{やく}50日^{にち}から約^{やく}70日^{にち}

【再交^{さいこうふ}付^ふ】・・・・・・・・・・・・約^{やく}30日^{にち}

なお、^{てちょう}手帳^{こうふ}が交付^{しょう}されましたら、障がい^{しょう}福祉^{ふくしか}課^{れんらく}より連絡^{れんらく}させていただきます。

2 療育手帳

内 容	<p>障がいの程度によりA(重度)、B1(中度)、B2(軽度)に分けられます。</p> <p>手帳を取得することにより、障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。</p>
申請手続	<p>下記に掲載のものを添えて、申請をしてください。</p> <p>18歳以上の人は、簡単な聞き取りがありますので、必ず事前に連絡の上、手続してください。</p> <p>【手続に必要なもの】① 申請書(障がい福祉課窓口でお渡します。)</p> <p>② 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル)</p> <p>③ 個人番号カード(マイナンバーカード)</p>
更新	<p>次の判定時期が手帳に記されています。</p> <p>更新される場合は、3箇月前から更新手続ができますので、下記に掲載のものを添えて申請してください。</p> <p>18歳以上の人は、簡単な聞き取りがありますので、必ず事前に連絡の上、手続してください。</p> <p>【手続に必要なもの】① 申請書(障がい福祉課窓口でお渡します。)</p> <p>② 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル)</p> <p>③ 個人番号カード(マイナンバーカード)</p> <p>④ 現在お持ちの手帳</p>
居住地 氏名変更	<p>下記掲載のものを添えて、下記手続窓口で変更手続をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市外への転出時の手続窓口: 転出先の障がい福祉担当窓口 ■ 市内での転居時の手続窓口: 障がい福祉課 <p>【手続に必要なもの】 現在お持ちの手帳</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 氏名、連絡先、保護者の変更手続も同様です。
再交付	<p>手帳を紛失又は破損したときは、下記に掲載のものを添えて、再交付の申請をしてください。</p> <p>【手続に必要なもの】① 現在お持ちの手帳(破損の場合)</p> <p>② 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル)</p>
返 還	<p>手帳の交付を受けた人が死亡された場合又は対象事項に該当しなくなった場合は、下記に掲載のものを添えて、障がい福祉課窓口で返還手続してください。</p> <p>【手続に必要なもの】 返還する手帳</p>
そ の 他	<p>手帳を他人に譲渡又は、貸与することはできません。</p>
まど ぐち 窓 口	<p>障がい福祉課</p>

※ 申請を受け付けてから手帳が交付されるまでの所要日数

【申請手続】・【更新】……………約60日から90日

【再 交 付】……………約40日から60日

なお、手帳が交付されましたら、障がい福祉課より連絡させていただきます。

3 精神障がい者保健福祉手帳

<p>ない 内 容</p>	<p>精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人が対象となります。 障がいの程度により1級から3級までの等級があります。 手帳を取得することにより、障がいの種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。</p>
<p>しんせいてつづき 申請手続</p>	<p>医師の診断を受けられましたら、下記に掲載のものを添えて、申請してください。 【手続に必要なもの】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請書(障がい福祉課窓口でお渡します。) ② 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル) ③ 下の(1)又は(2)のどちらか一方をご用意ください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 診断書(所定の様式で、初診日から6箇月以上経過した時点のもの) (2) 障害年金証書・特別障がい給付金の写し(こちらの場合は、下の2点も必要です。) <ul style="list-style-type: none"> ■ 直近の年金振込通知書又は年金支払通知書の写し ■ 社会保険庁又は共済組合等に照会するための同意書(障がい福祉課窓口でお渡しします。) ④ 個人番号カード(マイナンバーカード) ⑤ 委任状(任意代理人の方が申請される場合は必要です。) <p>※年金支給理由に、精神以外の障がいがありましたら、手帳申請は不承認となる場合があります。その場合は、改めて医師の判断の上、診断書による申請を行うことは可能です。</p>
<p>こう 更 新</p>	<p>手帳の有効期限は2年です。更新される場合は有効期限の3箇月前からできます。 更新手続には、下記に掲載のものを添えて申請してください。 【手続に必要なもの】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請書(障がい福祉課窓口でお渡します。) ② 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル) ③ 下の(1)又は(2)のどちらか一方をご用意ください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 診断書(所定の様式で、初診日から6箇月以上経過した時点のもの) (2) 障がい年金証書・特別障がい給付金の写し(こちらの場合は、下の2点も必要です。) <ul style="list-style-type: none"> ■ 直近の年金振込通知書又は年金支払通知書の写し ■ 社会保険庁又は共済組合等に照会するための同意書(障がい福祉課窓口でお渡しします。) ④ 個人番号カード(マイナンバーカード) ⑤ 委任状(任意代理人の方が申請される場合は必要です。) ⑥ 現在お持ちの手帳
<p>とうきゆうへんこう 等級変更</p>	<p>障がいの程度が変わったと思われる場合は、更新の場合と同じ手続を行ってください。</p>

<p>居住地 氏名変更</p>	<p>下記^{かき}のものを添^そえて、下記^{かき}の手続^{てつづき}窓口^{まどぐち}で変更^{へんこう}手続^{てつづき}をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市外^{しがい}への転出^{てんしゅつじ}時の手続^{てつづき}窓口^{まどぐち}：転出^{てんしゅつさき}先の障^{しょう}がい福祉^{ふくしたんとう}担当^{まどぐち}窓口 ■ 市内^{しなひ}での転居^{てんきょじ}時の手続^{てつづき}窓口^{まどぐち}：障^{しょう}がい福祉^{ふくしか}課 <p>【手続^{てつづき}に必要な^{ひつよう}もの】① 現在^{げんざい}お持ち^もの手帳^{てちょう}</p> <p style="padding-left: 40px;">② 個人^{こじん}番号^{ばんごう}カード(マイナンバー^{マイナンバー}カード)</p> <p style="padding-left: 40px;">③ 委任^{いにんじよう}状^{にんいだいりにん}(任意^{ぼあい}代理人^{ひつよう}の場合は必要^{ひつよう}です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 氏名^{しめい}変更^{へんこう}の場合は、市内^{しなひ}での転居^{てんきょじ}時の手続^{てつづき}と同様^{どうよう}です。
<p>再交付</p>	<p>手帳^{てちょう}を紛失^{ふんしつまた}又は破損^{はそん}したときは、下記^{かき}に掲載^{けいさい}のものを添^そえて、再交付^{さいこうふ}の申請^{しんせい}をしてください。</p> <p>【手続^{てつづき}に必要な^{ひつよう}もの】① 個人^{こじん}番号^{ばんごう}カード(マイナンバー^{マイナンバー}カード)</p> <p style="padding-left: 40px;">② 委任^{いにんじよう}状^{にんいだいりにん}(任意^{ぼあい}代理人^{ひつよう}の場合は必要^{ひつよう}です。)</p> <p style="padding-left: 40px;">③ 現在^{げんざい}お持ち^もの手帳^{てちょう}(破損^{はそん}の場合^{ぼあい})</p> <p style="padding-left: 40px;">④ 顔^{かお}写真^{じやしん}(縦^{たて}4センチメートル×横^{よこ}3センチメートル)</p>
<p>返還</p>	<p>手帳^{てちょう}の交付^{こうふ}を受けた人^{ひと}が死亡^{しぼう}された場合^{ばあい}又は対象^{たいしょうじ}事項^{じこう}に該当^{がいう}しなくなった場合^{ばあい}は、下記^{かき}に掲載^{けいさい}のものを添^そえて、障^{しょう}がい福祉^{ふくしか}課^{まどぐち}窓口^{へんかんとてつづき}で返還^{へんかんとてつづき}手続^{てちょう}してください。</p> <p>【手続^{てつづき}に必要な^{ひつよう}もの】 返還^{へんかん}する手帳^{てちょう}</p>
<p>その他</p>	<p>手帳^{てちょう}を他人^{たにん}に譲渡^{じょうどまた}又は、貸与^{たいよ}することはできません。</p>
<p>窓口</p>	<p>障^{しょう}がい福祉^{ふくしか}課</p>

※ 申請^{しんせい}を受け付けてから手帳^{てちょう}が交付^{こうふ}されるまでの所要^{しよよう}日数^{にっすう}

【申請^{しんせい}手続^{てつづき}】・【更新^{こうしん}】・【等級^{とうじき}変更^{へんこう}】……90日前^{にちぜんご}後

【再^{さい}交^{こう}付^ふ】……60日前^{にちぜんご}後

なお、手帳^{てちょう}が交付^{こうふ}されましたら、障^{しょう}がい福祉^{ふくしか}課^{まどぐち}より連絡^{れんらく}させていただきます。

Ⅱ 難病患者等の支援

障害者総合支援法が施行されたことにより、障がい者の定義に難病等(治療方法が確立されていない疾病その他の特殊の疾病)であって、政令で定めるものによる障がいの程度が、厚生労働大臣が定める程度のものが追加され、障がい福祉サービスや、補装具・日常生活用具の給付の対象となりました。(詳しくは後述しています)

「障害者総合支援法の対象疾病(369疾病)一覧表」(令和6年4月より)

疾患番号	疾患名
1	アイカルディ症候群(あいかるでいしょうこうぐん)
2	アイザックス症候群(あいざつくすしょうこうぐん)
3	IgA腎症(あい・じー・えーじんしょう)
4	IgG4関連疾患(あい・じー・じー・4・かんれんしっかん)
5	亜急性硬化性全脳炎(あきゅうせいこうかせいぜんのおえん)
6	アジソン病(あじそんびょう)
7	アッシャー症候群(あつしゃーしょうこうぐん)
8	アトピー性脊髄炎(あとぴーせいせきずいえん)
9	アペール症候群(あぺーるしょうこうぐん)
10	アミロイドーシス(あみろいどーしす)
11	アラジール症候群(あらじーるしょうこうぐん)
12	アルポート症候群(あるぽーとしょうこうぐん)
13	アレキサンダー病(あれきさんだーびょう)
14	アンジェルマン症候群(あんじえるまんしょうこうぐん)
15	アントレー・ビクスラー症候群(あんとれー・びくすらーしょうこうぐん)
16	イソ吉草酸血症(いそきつそうさんけつしょう)
17	一次性ネフローゼ症候群(いちじせいふねろーぜしょうこうぐん)
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎(いちじせいまくせいぞうしよくせいしきゅうたいじんえん)
19	1p36 欠失症候群(1びー36けつしつしょうこうぐん)
20	遺伝性自己炎症疾患(いでんせいじこえんしょうしっかん)
21	遺伝性ジストニア(いでんせいじすとにあ)
22	遺伝性周期性四肢麻痺(いでんせいしゅうきせいししまひ)
23	遺伝性腓炎(いでんせいすいえん)
24	遺伝性鉄芽球性貧血(いでんせいいてつがきゅうせいひんけつ)
25	ウィーバー症候群(ういーばーしょうこうぐん)
26	ウィリアムズ症候群(ういりあむずしょうこうぐん)
27	ウィルソン病(ういるそんびょう)
28	ウエスト症候群(うえすとしょうこうぐん)
29	ウェルナー症候群(うえるなーしょうこうぐん)
30	ウォルフラム症候群(うおるふらむしょうこうぐん)
31	ウルリッヒ病(うるりっひびょう)
32 △	HTRA1関連脳小血管病(えいち・てい・あーる・えー・1かんれんのおうしょうけっかんびょう) 旧:禿頭と変形症を伴う常染色体劣性白質脳症
33	HTLV-1関連脊髄症(えいち・てい・えーる・ぶい-1 かんれんせきずいしょう)
34	ATR-X症候群(えー・てい・あーる-えつくすしょうこうぐん)
35	ADH分泌異常症(えー・でい・えいちぶんびつじょうしょう)
36	エーラス・ダンロス症候群(えーらす・だんろすしょうこうぐん)
37	エプスタイン症候群(えぶすたいんしょうこうぐん)
38	エプスタイン病(えぶすたいんびょう)
39	エマヌエル症候群(えまぬえるしょうこうぐん)
40 ※	MECP2重複症候群(えむ・いー・しー・ぴー・2じゅうふくしょうこうぐん)
41	遠位型ミオパチー(えんいがたみおぱちー)
42 ○	円錐角膜(えんすいかくまく)
43	黄色靭帯骨化症(おうしよくじんたいこっかしょう)
44	黄斑ジストロフィー(おうはんじすとろふいー)

45	大田原症候群(おおたはらしょうこうぐん)
46	オクシピタル・ホーン症候群(おくしびたる・ほーんしょうこうぐん)
47	オスラー病(おすらーびょう)
48	カーニー複合(かーにーふくごう)
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん(かいばこうかをともなうないそくそくとうようてんかん)
50	潰瘍性大腸炎(かいようせいだいちょうえん)
51	下垂体前葉機能低下症(かすいたいぜんようきのうていかしょう)
52	家族性地中海熱(かぞくせいちちゅうかいねつ)
53	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体) (かぞくせいていべーたりぼたんぱくけっしょう1 (ほもせつごうたい))
54	家族性良性慢性天疱瘡(かぞくせいりょうせいまんせいてんぽうそう)
55	カナバン病(かなばんびょう)
56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群 (かのうせいむきんせいかんせつえん・えそせいのうひしょう・あくねしょうこうぐん)
57	歌舞伎症候群(かぶきしょうこうぐん)
58	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症 (がらくとーす-1りんさんうるじるとらんすふえらーぜけっそんしょう)
59	カルニチン回路異常症(かるにちんかいりょうじょうしょう)
60 ○	加齢黄斑変性(かれいおうはんへんせい)
61	肝型糖原病(かんがたとうげんびょう)
62	間質性膀胱炎(ハンナ型)(かんしつせいぼうこうえん(はんながた))
63	環状20番染色体症候群(かんじょう20ばんせんしよくたいしょうこうぐん)
64	関節リウマチ(かんせつりうち)
65	完全大血管転位症(かんぜんたいけっかんでんいしょう)
66 ○	眼皮膚白皮症(がんひふはくひしょう)
67	偽性副甲状腺機能低下症(ぎせいふくこうじょうせんきのうていかしょう)
68	ギャロウェイ・モフト症候群(ぎやろうえい・もわとしょうこうぐん)
69 ○	急性壊死性脳症(きゅうせいえしせいのしょう)
70 ○	急性網膜壊死(きゅうせいもうまくえし)
71	球脊髄性筋萎縮症(きゅうせきずいせいきんいしゆくしょう)
72	急速進行性糸球体腎炎(きゅうせいしんこうせいしきゅうたいじんえん)
73	強直性脊椎炎(きょうちよくせいせきついえん)
74	巨細胞性動脈炎(きよさいぼうせいどうみゃくえん)
75	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変) (きよだいじょうみゃくきけい(けいぶこうくういんとうびまんせいびょうへん))
76	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変) (きよだいどうじょうみゃくきけい(けいぶがんめんまたはしじびょうへん))
77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症 (きよだいぼうこうたんしょうけつちようちようかんぜんどうふぜんしょう)
78	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)(きよだいらんぱかんきけい(けいぶがんめんびょうへん))
79	筋萎縮性側索硬化症(きんいしゆくせいそくさくこうかしょう)
80	筋型糖原病(きんがたとうげんびょう)
81	筋ジストロフィー(きんじすとろふいー)
82	クッシング病(くっしんぐびょう)
83	クリオピリン関連周期熱症候群(くりおぴりんかんれんしゅうきねつしょうこうぐん)
84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群 (くりっぺる・とれのねー・うえーばーしょうこうぐん)
85	クルーズン症候群(くるーぞんしょうこうぐん)
86	グルコーストランスポーター1欠損症(ぐるこーすとらんすぽーたー1けっそんしょう)
87	グルタル酸血症1型(ぐるたるさんけつしょう1がた)
88	グルタル酸血症2型(ぐるたるさんけつしょう2がた)
89	クロウ・深瀬症候群(くろう・ふかせしょうこうぐん)
90	クローン病(くろーんびょう)
91	クローンカイト・カナダ症候群(くろんかないと・かなだしょうこうぐん)

92	痙攣重積型(二相性)急性脳症(けいれんじゅうせきがた(にそうせい)きゅうせいのうしょう)
93	結節性硬化症(けっせつせいこうかしょう)
94	結節性多発動脈炎(けっせつせいたはつどうみやくえん)
95	血栓性血小板減少性紫斑病(けっせんせいけっしょうばんげんしょうせいしはんびょう)
96	限局性皮質異形成(げんきょくせいひしついかいせい)
97 ○	原発性局所多汗症(げんぱつせいきょくじょたかんしょう)
98	原発性硬化性胆管炎(げんぱつせいこうかせいたんかんえん)
99	原発性高脂血症(げんぱつせいこうしけっしょう)
100	原発性側索硬化症(げんぱつせいそくさくこうかしょう)
101	原発性胆汁性肝硬変(げんぱつせいたんじゅうせいかんこうへん)
102	原発性免疫不全症候群(げんぱつせいめんえきふぜんしょうこうぐん)
103 ○	顕微鏡的大腸炎(けんびきょうてきだいちょうえん)
104	顕微鏡的多発血管炎(けんびきょうてきたはつけっかんえん)
105	高IgD症候群(こうあい・じー・でいしょうこうぐん)
106	好酸球性消化管疾患(こうさんきゅうせいしょうかかんしかん)
107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症(こうさんきゅうせいたはつけっかんえんせいにくげしゅしょう)
108	好酸球性副鼻腔炎(こうさんきゅうせいふくびくうえん)
109	抗糸球体基底膜腎炎(こうしきゅうたいきていまくじんえん)
110	後縦靭帯骨化症(こうじゅうじじんたいこっかしょう)
111	甲状腺ホルモン不応症(こうじょうせんほ르몬ふおうしょう)
112	拘束型心筋症(こうそくがたしんきんしょう)
113	高チロシン血症 1 型(こうちろしんけっしょう1がた)
114	高チロシン血症 2 型(こうちろしんけっしょう2がた)
115	高チロシン血症 3 型(こうちろしんけっしょう3がた)
116	後天性赤芽球癆(こうてんせいせきがきゅうろう)
117	広範脊柱管狭窄症(こうはんせきちゅうかんきょうさくしょう)
118	膠様滴状角膜ジストロフィー(こうようてきじょうかくまくじすとろふいー)
119	抗リン脂質抗体症候群(こうりんししつこうたいしょうこうぐん)
120	コケイン症候群(こけいんしょうこうぐん)
121	コステロ症候群(こすてろしょうこうぐん)
122	骨形成不全症(こつけいせいふぜんしょう)
123 ○	骨髄異形成症候群(こつずいいけいせいしょうこうぐん)
124	骨髄線維症(こつずいせんいしょう)
125	ゴナドトロピン分泌亢進症(ごなどとろぴんぶんぴつこうしんしょう)
126	5p 欠失症候群(5 ぴーけっしつしょうこうぐん)
127	コフィン・シリス症候群(こふいん・しりすしょうこうぐん)
128	コフィン・ローリー症候群(こふいん・ろーりーしょうこうぐん)
129	混合性結合組織病(こんごうせいけつごうそしきびょう)
130	鰓耳腎症候群(さいじじんしょうこうぐん)
131	再生不良性貧血(さいせいふりょうせいひんけつ)
132 ○	サイトメガロウイルス角膜内皮炎(さいとめがろういるすかくまくないひえん)
133	再発性多発軟骨炎(さいはつせいたはつなんこつえん)
134	左心低形成症候群(さしんていけいせいしょうこうぐん)
135	サルコイドーシス(さるこいどーしす)
136	三尖弁閉鎖症(さんせんべんへいさしょう)
137	三頭酸素欠損症(さんとうさんそけつそんしょう)
138	CFC 症候群(しー・えふ・しーしょうこうぐん)
139	シェーグレン症候群(しえーぐれんしょうこうぐん)
140	色素性乾皮症(しきそけいかんびしょう)
141	自己貪食空胞性ミオパチー(じこどんしょくくうほうせいみおぱちー)
142	自己免疫性肝炎(じこめんえいきせいかんえん)
143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症(※)(めんえきせいこうてんせいぎょうこいんしけつぼうしょう)
144	自己免疫性溶血性貧血(じこめんえきせいやうけつせいひんけつ)
145 ○	四肢形成不全(ししけいせいふぜん)

146	シトステロール血症(しとすてろーるけっしょう)
147	シトリン欠損症(しとりんけっそんしょう)
148	紫斑病性腎炎(しはんびょうせいじんえん)
149	脂肪萎縮症(しぼういしゅくしょう)
150	若年性特発性関節炎(じゃくねんせいとくはつせいかんせつえん)
151	若年性肺気腫(じゃくねんせいはいきしゅ)
152	シャルコー・マリー・トゥース病(しゃるこー・まりー・とーすびょう)
153	重症筋無力症(じゅうしょうきんむりよくしょう)
154	修正大血管転位症(しゅうせいだいけっかんでんいしょう)
155	ジュベール症候群関連疾病(じゅべーるしょうこうぐんかんれんしつぺい)
156	シュワルツ・ヤンペル症候群(しゅわるとつ・やんぺるしょうこうぐん)
157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症 (じょはすいみんきじぞくせいきょくじょはをしめすてんかんせいのうしょう)
158	神経細胞移動異常症(しんけいさいいぼういどういじょうしょう)
159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症 (しんけいじくさくすふえろいどけいせいをともなういでんせいびまんせはくしつのうしょう)
160	神経線維腫症(しんけいせんいしゅしょう)
161	神経有棘赤血球症(しんけいゆうきょくせつけきゅうしょう)
162	進行性核上性麻痺(しんこうせいかくじょうせいまひ)
163※	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 (しんこうせいかぞくせいかんないたんじゅううっけつしょう)
164	進行性骨化性線維異形成症(しんこうせいこっかせいせんいけいせいしょう)
165	進行性多発性白質脳症(しんこうせいたはつせいはくしつのうしょう)
166	進行性白質脳症(しんこうはくしつのうしょう)
167	進行性ミオクローヌスてんかん(しんこうせいみおくろーぬすてんかん)
168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症 (しんしつちゅうかくけっそんをともなうはいどうみやくへいさしょう)
169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症 (しんしつちゅうかくけっそんをともなわなはいどうみやくへいさしょう)
170	スタージ・ウェーバー症候群(すたーじ・うゑーばーしょうこうぐん)
171	ステイーヴンス・ジョンソン症候群(すていーぶんす・じょんそんしょうこうぐん)
172	スミス・マギニス症候群(すみす・まぎにすしょうこうぐん)
173 ○	スモン(すもん)
174	脆弱 X 症候群(ぜいじゃくえつくすしょうこうぐん)
175	脆弱X症候群関連疾患(ぜいじゃくえつくすしょうこうぐんかんれんしつかん)
176 △	成人発症スチル病(せいじんはっしょうすちるびょう) 旧:成人スチル病
177	成長ホルモン分泌亢進症(せいちょうほるもんぶんびつこうしんしょう)
178	脊髄空洞症(せきずいくどうしょう)
179	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。) (せきずいしょうのうへんせいしょう(たけいどういしゅくしょうをのぞく。))
180	脊髄髄膜瘤(せいきずいずいまくりゅう)
181	脊髄性筋萎縮症(せきずいせいきんいしゅくしょう)
182	セピアプテリン還元酸素(SR)欠損症(せぴあぷてりんかんげんさんそけっそんしょう)
183	前眼部形成異常(ぜんがんぶけいせいいじょう)
184	全身性エリテマトーデス(ぜんしんせいえりてまとーです)
185	全身性強皮症(ぜんしんせいきょうひしょう)
186	先天異常症候群(せんてんいじょうしょうこうぐん)
187	先天性横隔膜ヘルニア(せんてんせいおうかくまくへるにあ)
188	先天性核上性球麻痺(せんてんせいかくじょうせいきゅうまひ)
189	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症 (せんていせいきかんきょうさくしょう/せんてんせいせいもんかきょうさくしょう)
190	先天性魚鱗癬(せんてんせいぎよりんせん)
191	先天性筋無力症候群(せんてんせいきんむりよくしょうこうぐん)
192	先天性グルコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症 (せんてんせいぐるこしるほすふあちじるいしとーるけっそんしょう)

193	先天性三尖弁狭窄症(せんてんせいさんせんべんしょうさくしょう)
194	先天性腎性尿管症(せんてんせいじんせいにょうぼうしょう)
195	先天性赤血球形成異常性貧血(せんてんせいせつけきゅうけいせいはいじょうせいひんけつ)
196	先天性僧帽弁狭窄症(せんてんせいそうぼうべんきょうさくしょう)
197	先天性大脳白質形成不全症(せんてんせいだいのうはくしつけいせいふぜんしょう)
198	先天性肺静脈狭窄症(せんてんせいはいじょうみやくきょうさくしょう)
199 ○	先天性風疹症候群(せんてんせいふうしんしょうこうぐん)
200	先天性副腎低形成症(せんてんせいふくじんていけいせいしょう)
201	先天性副腎皮質酵素欠損症(せんてんせいふくじんひしつこうそけつそんしょう)
202	先天性ミオパチー(せんてんせいみおぱちー)
203	先天性無痛無汗症(せんてんせいむつうむかんしょう)
204	先天性葉酸吸収不全(せんてんせいやうさんきゅうしゅうふぜん)
205	前頭側頭葉変性症(ぜんとうそくとうようへんせいしょう)
206 ※	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。) (せんもうきのうふぜんしょうこうぐん(かるたげなーしょうこうぐんをふくむ))
207	早期ミオクロニー脳症(そうきみおくろにーのうしょう)
208	総動脈幹遺残症(そうどうみやくかんいざんしょう)
209	総排泄腔遺残(そうはいせつくういざん)
210	総排泄腔外反症(そうはいせつくうがいはんしょう)
211	ソトス症候群(そとすしょうこうぐん)
212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血(だいまもんど・ぶらつくふあんひんけつ)
213	第14番染色体父親性ダイソミー症候群 (だい14ばんせんしよくたいちちおやせいだいそみーしょうこうぐん)
214	大脳皮質基底核変性症(だいのうひしつきていかくへんせいしょう)
215	大理石骨病(だいらせきこつびょう)
216 ○	ダウン症候群(だうんしょうこうぐん)
217	高安動脈炎(たかやすどうみやくえん)
218	多系統萎縮症(たけいとういしゆくしょう)
219	タナトフォリック骨異形成症(たなとふおりつくこつつけいせいしょう)
220	多発血管炎性肉芽腫症(たはつけっかんえんせいにくげしゅしょう)
221	多発性硬化症/視神経脊髄炎(たはつせいこうかしょう/ししんけいせきずいえん)
222 ○	多発性軟骨性外骨腫症(たはつせいなんこつせいがいこつしゅしょう)
223	多発性嚢胞腎(たはつせいのうほうじん)
224	多脾症候群(たひしょうこうぐん)
225	タンジール病(たんじーるびょう)
226	単心室症(たんしんしつしょう)
227	弾性線維性仮性黄色腫(だんせいせんいせいかせいおうしよくしゅ)
228 ○	短腸症候群(たんちょうしょうこうぐん)
229	胆道閉鎖症(たんだうへいさしょう)
230	遅発性内リンパ水腫(ちはつせいなりんぱすいしゅ)
231	チャージ症候群(チャーじしょうこうぐん)
232	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群 (ちゅうかくししんけいけいせいはいじょうしょう/どもるしあしょうこうぐん)
233	中毒性表皮壊死症(ちゅうどくせいひょうひえししょう)
234	腸管神経節細胞僅少症(ちようかんしんけいせつさいいぼうきんしょうしょう)
235 ※	TRPV4異常症(ていー・あーる・ぴー・ぶい・4いじょうしょう)
236	TSH 分泌亢進症(ていー・えず・えいちぶんぴつこうしんしょう)
237	TNF 受容体関連周期性症候群 (ていー・えぬ・えふじゅようたいかんれんしゅうきせいしょうこうぐん)
238	低ホスファターゼ症(ていほすふあたーぜしょう)
239	天疱瘡(てんぼうそう)
240	特発性拡張型心筋症(とくはつせいかくちようがたしんきんしょう)
241	特発性間質性肺炎(とくはつせいかんしつせいはいえん)
242	特発性基底核石灰化症(とくはつせいきていかくせつかいかしょう)
243	特発性血小板減少性紫斑病(とくはつせいけつしょうばんげんしょうせいしはんびょう)

244	特発性血栓症(遺伝性血栓性要因によるものに限る。) (とくはつせいけっせんしょう(いでんせいけっせんせいよういんによるものにかぎる))
245	特発性後天性全身性無汗症(とくはつせいこうてんせいぜんしんせいむかんしょう)
246	特発性大腿骨頭壊死症(とくはつせいだいたいこつとうえししょう)
247	特発性多中心性キャスルマン病
248	特発性門脈圧亢進症(とくはつせいもんみやくあつこうしんしょう)
249	特発性両側性感音難聴(とくはつせいらいりょうそくせいかんおんなんちょう)
250 ○	突発性難聴(とつぱつせいなんちょう)
251	ドラベ症候群(どらべしょうこうぐん)
252	中條・西村症候群(なかじょう・にしむらしょうこうぐん)
253	那須・ハコラ病(なす・はこらびょう)
254	軟骨無形成症(なんこつむけいせいしょう)
255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎 (なんちひんかいぶぶんほっさじゅうせきがたきゅうせいのうえん)
256	22q11.2 欠失症候群(22 きゅー11.2 けつしつしょうこうぐん)
257	乳幼児肝巨大血管腫(にゅうようじかんきょだいけっかんしゅ)
258	尿素サイクル異常症(にょうそさいくろいじょうしょう)
259	ヌーナン症候群(ぬーなんしょうこうぐん)
260	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症 (ねいるぱてらしょうこうぐん(そうしつがいしょうこうぐん))
261	ネフロン癆(ねふろんろう)
262	脳クレアチン欠乏症候群(のうくれあちにんけっぼうしょうこうぐん)
263	脳髄黄色腫症(のうけんおうしょくしゅしょう)
264 △	脳内鉄沈着神経変性症(のうないてつちんちやくしんけいへんしょうしょう) 旧:神経フェリチン症
265	脳表ヘモジデリン沈着症(のうひょうへもじでりんちんちやくしょう)
266	膿疱性乾癬(のうほうせいかんせん)
267	嚢胞性線維症(のうほうせいせんいしょう)
268	パーキンソン病(ぱーきんそんびょう)
269	バージャー病(ばーじゃーびょう)
270	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症 (はいじょうみやくへいそくしょう/はいもうさいけっかんしゅしょう)
271	肺動脈性肺高血圧症(はいどうみやくせいはいこうけつあつしょう)
272	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性) (はいほうたんぱくしょう(じこめんえきせいまたはせんてんせい))
273	肺胞低換気症候群(はいほうていかんきしょうこうぐん)
274	ハッチンソン・ギルフォード症候群(はっちんそん・ぎるふおーどしょうこうぐん)
275	バッド・キアリ症候群(ばっど・きありしょうこうぐん)
276	ハンチントン病(はんちんとんびょう)
277 ○	汎発性特発性骨増殖症(はんぱつせいとくはつせいこつぞうしょくしょう)
278	PCDH19 関連症候群(ぴー・しー・でいー・えいち19かんれんしょうこうぐん)
279	非ケトーシス型高グリシン血症(ひけとーしすがたこうぐりしんけつしょう)
280	肥厚性皮膚骨膜症(ひこうせいひふこつまくしょう)
281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群(ひじすとろふいーせいみおとにーしょうこうぐん)
282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症(ひしつかこうそくとはくしつのうしょうをともなうじょうせんしょくたいゆうせいのうどうみやくしょう)
283	肥大型心筋症(ひだいがたしんきんしょう)
284	左肺動脈右肺動脈起始症(ひだりはいどうみやくみぎどうみやくししょう)
285	ビタミン D 依存性くる病/骨軟化症
286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 (びたみんでいーていこうせいくるびょう/こつなんかしょう)
287	ビッカースタッフ脳幹脳炎(びっかーすたっふのうかんのうえん)
288	非典型溶血性尿毒症症候群(ひてんけいがたようけつせいにょうどくしょうしょうこうぐん)
289	非特異性多発性小腸潰瘍症(ひとくいせいたはつせいしょうちょうかいようしょう)
290	皮膚筋炎/多発性筋炎 (ひふきんえん/たはつせいきんえん)

291 ○	びまん性汎細気管支炎(びまんせいはんさいきかんしえん)
292 ○	肥満低換気症候群(ひまんていかんきしょうこうぐん)
293	表皮水疱症(ひょうひすいほうしょう)
294	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型) (ひるしゅすぷるんぐびょう(ぜんけつちょうがたまたはしょうちょうがた))
295	VATER 症候群(ばーたーしょうこうぐん)
296	ファイファー症候群(ふあいふあーしょうこうぐん)
297	ファロー四徴症(ふあろーしちょうしょう)
298	ファンコニ貧血(ふあんこにひんけつ)
299	封入体筋炎(ふうにゅうたいきんえん)
300	フェニルケトン尿症(ふえにるけとんにょうしょう)
301 ○	フォンタン術後症候群(ふおんたんじゅつごしょうこうぐん)
302	複合カルボキシラーゼ欠損症 (ふくごうかるぼきしらーぜけつそんしょう)
303	副甲状腺機能低下症(ふくごうじょうせんきのうていかしょう)
304	副腎白質ジストロフィー(ふくじんはくしつじすとろふいー)
305	副腎皮質刺激ホルモン不応症(ふくじんひしつしげきほるもんふおうしょう)
306	ブラウ症候群(ぶらうしょうこうぐん)
307	プラダー・ウィリ症候群(ぷらだー・ういりしょうこうぐん)
308	プリオン病(ぷりおんびょう)
309	プロピオン酸血症(ぷろびおんさんけつしょう)
310	PRL 分泌亢進症(高プロラクチン血症) (ピー・あーる・えるぶんびつこうしんしょう(こうぷろらくちんけつしょう))
311	閉塞性細気管支炎(へいそくせいさいきかんしえん)
312	β-ケトチオラーゼ欠損症(べーたけとちおらーぜけつそんしょう)
313	ベーチェット病(べーちえつとびょう)
314	ベスレムミオパチー(べすれむみおぱちー)
315 ○	ヘパリン起因性血小板減少症(へぱりんきんせいけつしょうばんげんしょうしょう)
316 ○	ヘモクロマトーシス(へもくろまとーしす)
317 △	ペリー病(ペリーびょう) 旧:ペリー症候群
318	ペルーシド角膜辺縁変性症(ぺるーしどかくまくへんえんへんせいしょう)
319	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。) (ぺるおきしそーむびょう(ふくじんはくしつじすとろふいーをのぞく。))
320	片側巨脳症(へんそくきょのうしょう)
321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群(へんそくけいれん・かたまひ・てんかんしょうこうぐん)
322	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酸素欠損症(ほうこうぞくえるあみのさんだつたんさんさんそけつそんしょう)
323	発作性夜間ヘモグロビン尿症(ほっさせいやかんへもぐろびんにょうしょう)
324	ホモシスチン尿症 (ほもしすちんにょうしょう)
325	ポルフィリン症(ぼるふいりんしょう)
326	マリネスコ・シェーグレン症候群(まりねすこ・しえーぐれんしょうこうぐん)
327 △	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群 (まるふあんしょうこうぐん/ろいす・でいーつしょうこうぐん) 旧:マルファン症候群
328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー(まんせいえんしょうせいだつずいせいいたはつしんけいえん/たそうせいうんどうにゅーろぱちー)
329	慢性血栓性肺高血圧症(まんせいけっせんそくせんせいはいこうけつあつしょう)
330	慢性再発性多発性骨髄炎(まんせいさいはつせいいたはつせいこつずいえん)
331 ○	慢性膵炎(まんせいすいえん)
332	慢性特発性偽性腸閉塞症(まんせいとくはつせいぎせいちょうへいそくしょう)
333	ミオクロニー欠伸てんかん(みおくろにーけつしんてんかん)
334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん(みおくろにーだつりよくほっさをともなうてんかん)
335	ミトコンドリア病(みとこんどりあびょう)
336	無虹彩症(むこうさいしょう)
337	無脾症候群(むひしょうこうぐん)
338	無βリポタンパク血症(むべーたりぽたんぱくけつしょう)

339	メープルシロップ尿症(めーふるしろっぷにょうしょう)
340	メチルグルタコン酸尿症(めちるぐるたこんさんにょうしょう)
341	メチルマロン酸血症(めちるまろんさんけっしょう)
342	メビウス症候群(めびうすしょうこうぐん)
343	メンケス病(めんけすびょう)
344	網膜色素変性症(もうまくしきそへんせいしょう)
345	もやもや病(もやもやびょう)
346	モワット・ウイルソン症候群(もわっと・ういるそんしょうこうぐん)
347 ○	薬剤性過敏症症候群(やくざいせいかびんしょうしょうこうぐん)
348	ヤング・シンプソン症候群(やんぐ・しんぷそんしょうこうぐん)
349 ○	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴(ゆうせいいでんけいしきをとるいでんせいなんちょう)
350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん (ゆうそうせいしょうてんほっさをともなうにゅうじてんかん)
351	4p 欠失症候群(4ぴーけっしつしょうこうぐん)
352	ライゾゾーム病(らいそぞーむびょう)
353	ラスマッセン脳炎(らすむっせんのうえん)
354 ○	ランゲルハンス細胞組織球症(らんげるはんすさいいぼうそしききゅうしょう)
355	ランドウ・クレフナー症候群(らんどう・くれふなーしょうこうぐん)
356	リジン尿性蛋白不耐症(りじんにょうせいたんぱくふたいしょう)
357 ○	両側性小耳症・外耳道閉鎖症(りょうそくせいしょうじしょう・がいじどうへいさしょう)
368	両大血管右室起始症(りょうだいいけつかんうしつきしょう)
359	リンパ管腫症/ゴーハム病(りんぱかんしゅしょう/ごーはむびょう)
360	リンパ脈管筋腫症(りんぱみやくかんきんしゅしょう)
361	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。) (るいてんぼうそう(こうてんせいひょうひすいほうしょうをふくむ。))
362	ルビンシュタイン・テイビ症候群(るびんしゅたいん・ていびしょうこうぐん)
363	レーベル遺伝性視神経症(れーべるいでんせいしんけいしょう)
364	レンチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症(れしちんこれすてろーるあしとらんすふえらーぜけっそんしょう)
365 ○	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴(れっせいいでんけいしきをとるいでんせいなんちょう)
366	レット症候群(れつとしょうこうぐん)
367	レノックス・ガストー症候群(れのつくす・がすとーしょうこうぐん)
368	ロスムンド・トムソン症候群(ろすむんど・とむそんしょうこうぐん)
369	肋骨異常を伴う先天性側弯症(ろっこついじょうをともなうせんてんせいそくわんしょう)
※令和6年4月1日から新たに対象となる疾病 △令和6年4月1日から名称が変更になった疾病 ○障害者総合支援法独自の対象疾病	

Ⅲ 相 談 の 窓 口

1 機関等 (1)門真市

名 称	内 容	住 所	連 絡 先	備 考
門真市 障がい福祉課 (福祉事務所)	身体や知的、精神に障がいのある人、難病患者等の在宅生活や施設入所等いろいろな相談を受け付けています。 また、手話通訳者もいます。	〒571-8585 門真市中町1-1	TEL 06-6902-6154 06-6902-6054 FAX 06-6905-9510	身 知 精 難
門真市障がい者 基幹相談支援 センター「えーる」	地域で生活する障がい者の相談や支援に当たります。また、地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関との連携による支援を行います。	571-0043 門真市桑才新町 24-2 地域生活支援 拠点ジェイ・エス内	TEL 06-6901-0101 FAX 06-4967-5554	身 知 精 難
門真市障がい者 虐待防止センター	18歳以上65歳未満の障がい者が虐待を受けた場合の相談等に対応しています。	〒571-0043 門真市桑才新町 24-2 地域生活支援 拠点ジェイ・エス内	TEL 06-6901-0202 FAX 06-4967-5554 平日 9:00～ 17:30 休祝日・深夜 (門真市役所) TEL 06-6902-1231 FAX 06-6905-9510	身 知 精 難
門真市障がい者 相談支援事業所	地域で生活する障がい者の相談や支援に当たります。 ①障がい者相談支援事業所 「あん」 ②門真市障がい者 相談支援センター「ジェイ・エス」	①〒571-0062 門真市宮野町 2-20 3F ②〒571-0064 門真市御堂町 14-1 門真市保健福祉 センター1F	①TEL 072-885-9999 FAX 072-885-1140 ②TEL 06-6901-3041 FAX 06-6901-3042	身 知 精 難
門真市子育て 支援課(家庭児童 相談センター)	18歳未満の子どものいろいろな相談を受け付けています。	〒571-8585 門真市中町1-1	TEL 06-6902-6148	身 知 精

名 称	内 容	住 所	連 絡 先	備 考
門真市立子ども発達支援センター	18歳未満の子どもの心身の発達に関する相談を受け付けています。	〒571-0025 門真市大字北島 546番地 (門真市民プラザ内)	TEL 072-800-7701 FAX 072-800-7300	身 知 精 難
門真市市民課 国民年金グループ	国民年金加入中又は20歳前(年金未加入期間)、若しくは60歳以上65歳未満(年金未加入期間)で日本に住んでいる間に初診日のある病気やけがで障がいの状態になったときに支給される障害基礎年金の相談に応じています。 (詳細はP50に記載しています。)	〒571-8585 門真市中町1-1	TEL 06-6902-6005	身 知 精
民生委員・児童委員	地域において、福祉に関わる相談や援助を行い、市の業務にも協力しています。(民生委員・児童委員については、門真市福祉政策課へお問い合わせください。)	〒571-8585 門真市中町1-1	TEL 06-6902-6093	身 知 精 難
くらしの相談窓口	(無料法律相談)予約制1枠30分 相続・不動産や金銭貸借などの法律相談 毎週木曜日・金曜日13:00～17:00	〒571-0030 門真市未広町41-2 そよら古川橋駅前3階「くらしの相談窓口」(女性サポートステーションWESS)	TEL 06-6900-8551	身 知 精 難

<p>門真市女性サポート ステーションWESS</p>	<p>でんわ めんだん (よやくゆうせん) (電話・面談)【予約優先】</p> <p>じよせい そうだん ・女性のための相談</p> <p>じよせい かかえるさまさま なやみ そうだん 女性が抱える様々な悩みや相談</p> <p>まいしゅうげつ きんようび 毎週月～金曜日9:30～16:30</p> <p>じよせい しゅうろうそうだん ・女性の就労相談</p> <p>きゅうしよくちゅう めざ 求職中やキャリアアップを目指 す女性に対して、就労に関して の相談・助言を行うキャリアカウ ンセリング</p> <p>まいしゅうかようび きんようび だい だい 毎週火曜日、金曜日、第2第4 どようび 土曜日9:30～16:30</p>	<p>〒571-0030 かどましすえひろちょう 門真市末広町 41- 2 そよら古川橋駅 まえ3かい 「くらしの 相談窓口」(女性 サポートステーショ ンWESS)</p>	<p>TEL 06-6900-8550</p>	<p>身 知 精 難</p>
<p>かどましじんけんしみん 門真市人権市民 相談課</p>	<p>じんけんそうだん よやくゆうせん (人権相談)予約優先</p> <p>じんけんようごいいん にちじょう ・人権擁護委員による、日常で 生じる人権問題の相談</p> <p>まいつきだい すいようび 毎月第2・4水曜日13:30～15: 30</p> <p>じんけんきょうかいそうだんいん にちじょう ・人権協会相談員による、日常 で生じる人権問題の相談</p> <p>まいしゅうげつようび きんようび 毎週月曜日～金曜日9:30～17: 30</p>	<p>〒571-8585 かどましなかもち 門真市中町1-1</p>	<p>TEL 06-6902-6079</p>	<p>身 知 精 難</p>

(2)大阪府

名 称	内 容	住 所	連 絡 先	備 考
大阪府障がい者自立相談支援センター	身体障がい者手帳・療育手帳の発行 身体・知的障がい者（18歳以上）の相談・指導を専門的に 行っています。	〒558-0001 大阪市住吉区大領 3-2-36 大阪府障がい者医 療リハビリテーション 内	TEL 06-6692-5263 (知的障がい者 支援課) 06-6692-5262 (身体障がい者 支援課) FAX 06-6692-5340	身 知 難
大阪府中央子ども家庭センター	身体・知的障がい児（18歳未満）について専門的総合的な 判定を行うとともに、おおむね 25歳までの青少年についての 相談や施設利用の手続等を行 っています。	〒572-0838 寝屋川市八坂町 28-5	TEL 072-828-0161 FAX 072-828-5319	身 知
大阪府難病医療情報センター	難病に関する専門知識の集積 や難病情報の提供などを行っ ています。	〒558-8558 大阪市住吉区万代 東3-1-56 大阪急性期・総合 医療センター内 本館3階	TEL 06-6694-8816 ※来所される 場合は、事前 に電話予約を して下さい。	難
大阪府守口保健所	身体障がい児に対する支援や 精神障がい者及び家族のこころ の健康づくりなどに関する相談 支援をはじめ、患者や家族の 交流会、保健師や精神保健福 祉相談員による訪問指導を実施 しています。	〒570-0083 守口市京阪本通2- 5-5(守口市序舎8 階)	TEL 06-6993-3131 FAX 06-6993-3136	身 精 難
大阪府こころの健康総合センター	精神的な病気の治療に関するこ とや、精神障がい者の社会復 帰・社会参加に関することなど、 総合的な精神保健福祉相談に 応じています。	〒558-0056 大阪市住吉区 万代東3-1-46	TEL 06-6691-2811 FAX 06-6691-2814	精

<p>おおさかふりつしょう 大阪府立障がい者 交流促進センター (ファインプラザ大阪)</p>	<p>にちじょうせいいかつ かか 日常生活に関わるいろいろな相 談に おん じています。</p>	<p>〒590-0137 さかいし みなみくしろやまだい 堺市南區城山台 5-1-2</p>	<p>TEL 072-296-6311 FAX 072-296-6313</p>	<p>身 知</p>
<p>ひだまり・MOE</p>	<p>ひだまり・MOEは大阪府からの いたく じつし ちゆうかく 委託により実施している「聴覚に しょう 障がいのある子どもと保護者の そうだんしえん ネットワーク事業」で す。「お子さんのきこえ」につい て そうだんしえん 相談・支援をしています。</p>	<p>〒537-0025 おおさかし ひがしなりく なかみち 大阪市 東成区 中道 1-3-59 おおさかふりつ ふくしじょうほう 大阪府立福祉情報 コミュニケーションセ ンター内</p>	<p>TEL 090-3848-7195 メールアドレス hidamari- moe@comekko. org ※関連した取り 組みとして、「こ めっこ」や「BA BYこめっこ」が あります。</p>	<p>身</p>

(3) その他

<p>めい しょう 名 称</p>	<p>ない よう 内 容</p>	<p>じゅう しょ 住 所</p>	<p>れん らく さき 連 絡 先</p>	<p>び こう 備 考</p>
<p>けんりようごすいしんしつ 権利擁護推進室 「あいあいねっと」</p>	<p>ちできしょう しゃ せいしんしょう しゃ 知的障がい者や精神障がい者 とう ぎやくたい ざいさんしんがいう 等への虐待、財産侵害等につい て、 べんごし しゃかいふくししじょう 弁護士や社会福祉士等が そうだん おん 相談に応じています。</p>	<p>〒542-0065 おおさかし ちゅうおうく なかでら 大阪市中央区中寺 1-1-54 おおさかししゃかいふくししじょう 大阪社会福祉指導 センター3階</p>	<p>TEL 06-6191-9500 FAX 06-6764-7811</p>	<p>知 精</p>
<p>きたかわちにししょうがいしゃ 北河内西障がい者 しゅうぎょう せいかつしえん 就業・生活支援 センター 「わーくぶらす」</p>	<p>せいかつ しゅうぎょう 生活や就職するための相談や じょうほうていきょう せいどりよう しえん ひつ 情報提供と制度利用の支援、必 よう おん き そくねん しょくばじつしゅう 要に応じ基礎訓練や職場実習 のあっせんを行います。</p>	<p>〒570-0081 もりぐち し ひよしちよう 守口市日吉町 1-2-12 もりぐち ししょう しゃ 守口市障がい者・ こうれいしゃこうりゅうかいかん 高齢者交流会館 3 かい 階</p>	<p>TEL・FAX 06-6994-3988</p>	<p>身 知 精</p>
<p>はろーわーくかどま ハローワーク門真 (門真公共職業 安定所)</p>	<p>しゅうぎょう きぼう ひと しごと かん 就職を希望する人の仕事に関 する そうだん おん 相談に応じています。</p>	<p>〒571-0045 かどましとのしまちよう 門真市殿島町 6-4 もりぐち かどま しょうこうかいかん 守口門真商工会館 かい 2階</p>	<p>TEL 06-6906-6831 FAX 06-6908-8943</p>	<p>難</p>

<p>もりぐちねんきんじむしょ 守口年金事務所</p>	<p>しょうがいこうせいねんきんとう かん そうだん 障害厚生年金等に関する相談 をおこな を行っています。</p>	<p>〒570-0083 もりぐちしけいはんほんどおり 守口市京阪本通2-5 -5(守口市庁舎7 階)</p>	<p>TEL 06-6992-3031 FAX 06-6992-6038</p>	<p>身 知</p>
<p>きたかわちふぜいじむしょ 北河内府税事務所</p>	<p>こじんじぎょうぜい ほうじんふみんぜい 個人事業税、法人府民税、 ほうじんじぎょうぜいおよ ぶ どうさんしょとくぜい 法人事業税及び不動産所得税 かん そうだん じどうしゃぜい しゅべつ に関する相談、自動車税(種別 わり げんめん かん そうだん おう 割)の減免に関する相談に応じ ています。</p>	<p>〒573-0027 ひらかたし 枚方市 おおがいとちよう 大垣内町2-15-1</p>	<p>TEL 072-844-1331 FAX 072-846-3988</p>	<p>精 難</p>
<p>おおさかじどうしゃぜいじむしょ 大阪自動車税事務所 ねやがわぶんしつ 寝屋川分室</p>	<p>とうろく しゅとく じ じどうしゃぜい かんきょう 登録(取得)時の自動車税(環境 せいのおわり しゅべつわり げんめん かん 性能割・種別割)の減免に関す る そうだん おう 相談に応じています。</p>	<p>〒572-0846 ねやがわし たかみやさかえまち 寝屋川市 高宮栄町 13-2</p>	<p>TEL 072-823-1801 FAX 072-820-1143</p>	<p>身 知 精 難</p>

2 相談員(令和6年4月1日現在)

めい 名 しょう 称	ない 内 よう 容	たんとう 担当	し 氏 めい 名	じゅう 住 しょう 所	でん 電 わ 話	びこう 備考
かどまし 門真市 しんたい 身体 しょう 障がい者 さうだん 相談員	しんたいしょう 身体障がい者の ふくし 福祉の増進に たい 対する理解と熱意の りかい ある人が、相談を ねつ 受れたり助言をし ひと たりしています。	しんたい 肢体	けつじん 欠員※			身
		しかく 視覚	まえかわまゆみ 前川真弓	かどまし 門真市 ときわちやう 常盤町 ばんごう 6番18号	TEL 090-3198-8723	
		ちやうかく 聴覚	ながむねまさお 長宗政男	かどまし 門真市 しろがきちやう 城垣町 17-15-6	FAX 072-885-3855	
かどまし 門真市 ちてき 知的 しょう 障がい者 さうだん 相談員	ちてきしょう 知的障がいを有す ひと る人を育てた経験 の ある人、又は障 また がい福祉に熱意の ねつ ある人が、相談を ひと 受れたり助言をし たりしています。	ちてき 知的	しばた 柴田 たえこ 多恵子	かどまし 門真市 いしはらちやう 石原町 36-20	TEL 06-6905-6865 090-3970-5063	知
			むらせせつよ 村瀬節代	かどまし 門真市 いしはらちやう 石原町 17-5	TEL 06-6904-0340	
			たにもとしゅんこ 谷本順子	かどまし 門真市 ふなだちやう 舟田町 20-19	TEL 070-4140-9964	

※身体障がい者相談員(肢体)は令和6年4月1日現在、欠員となっています。

IV 医療費の助成等

1 重度障がい者医療費の助成 **身** **知** **精** **難**

重度の障がいのある人が、病気やけがなどの際に必要とする医療を容易に受けることができるよう医療費の患者負担額から一部自己負担額を控除した額(入院中の食事療養費の標準負担額を除く)が助成されます。

なお、他の公費負担医療(更生医療・育成医療等)の給付を受けられる場合は、そちらの手続きも必要となります。

【一部自己負担額】1医療機関当たり入院・通院・薬局・訪問看護、1日500円以内

※医療機関で支払った自己負担の合計額が1箇月当たり3,000円を超えた場合は、超過額を自動償還にて返還します。

※毎年10月に更新します。(毎年所得の確認が必要です。)

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳1級又は2級の交付を受けた人 ・知的障がいの程度が重度(A)と判定された人 ・身体障がい者手帳所持者で、かつ知的障がいの程度が中度(B1)の人 ・精神障がい者手帳1級の交付を受けた人 ・特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者の人
対象から除かれる人	<ul style="list-style-type: none"> 前年の所得が472万1千円(単身の場合)を超える人 生活保護を受けている人
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 障がい者手帳 ② 公的医療保険の資格確認ができるもの (健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ) ③ 各受給者証等 ④ 個人番号カード(マイナンバーカード)
担 当 窓 口	障がい福祉課 06-6902-6154

2 ひとり親家庭医療費の助成 **身** **知**

【一部自己負担額】

1医療機関1か月あたり、1日目、2日目最大500円まで自己負担していただき、3日目からは無料になります。(同じ

医療機関でも入院と外来、歯科と歯科以外は別計算になります)

複数の医療機関を受診した場合、1人あたりの1か月の上限負担額は2,500円になります。

※入院時の食事療養費の助成は対象外となるため自己負担となります。

【医療費の還付】

● 一部自己負担額が1人あたり1か月2,500円を超えたとき

● 医療証交付前に受診したとき

● 大阪府外で受診したとき

● 治療上必要と認められるコルセット・眼鏡等の費用

※詳しくはお問い合わせください。

対象者	18歳到達後最初の年度末までの児童と、その児童を養育するひとり親家庭の父・母又は養育者で次のいずれにも該当する人。 ▶健康保険に加入している ▶門真市内に居住している ※父母のどちらかに政令で定める程度の障がいの状態にあるときも対象になる場合があります。
対象から除かれる人	●生活保護を受けている方 ●児童福祉施設に入所している方 ●重度障がい者医療費の助成を受けている方 ●その他国等の公費負担により、医療費の全額支給を受けることができる方 ●父又は母等の所得が制限額を超える方
申請に必要なもの	要件により異なりますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。
担当窓口	こども政策課 06-6902-6186

3 保健事業

健康診査、訪問健康診査、健康相談、健康教育、訪問指導を行うことで病気の予防や早期発見、二次障がいの発生予防に努めます。

対象者 及び申込方法	<p>【障がい者健診】 障がいのある15歳以上の人。集団健診で行います。条件等がありますので、詳細はお問合せください。 (申込)健康増進課へ電話もしくは窓口 *受付時期は広報にてお知らせします。</p> <p>【訪問健康診査】 40歳以上の在宅で寝たきり、もしくはそれに準じる人で、通院が困難な人に実施 (申込)取扱医療機関へ直接</p> <p>【障がい者(児)歯科診療】 原則として門真市民で、地域の歯科医院で治療が困難な障がいのある人 (場所)保健福祉センター 1階 歯科診療室 ■完全予約制 06-6903-3110 (診療日)毎週水曜日(年末年始祝日を除く) (診療時間)13:00～15:30(受付は15:00まで) (申込)障がい者(児)歯科診療所へ電話06-6903-3110 もしくは健康増進課窓口</p> <p>【失語症リハビリテーション教室】 言語障がいがある人のための教室。予約制です。 (申込)健康増進課へ電話もしくは窓口</p> <p>【リハビリの相談】 40歳以上で日常生活動作に困っている人やご家族の相談に応じます。 (申込)健康増進課へ電話もしくは窓口</p>
担当窓口	健康増進課 06-6904-6500、06-6904-6400

4 自立支援医療費(更生医療)の助成 身

更生医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障がいを軽減し日常生活を容易にするための医療費の助成が受けられます。

【自己負担額】原則として医療費の1割です。なお、所得に応じて負担の上限月額が定められます。

※一定所得以上の場合は原則、助成の対象外になります。(重度かつ継続の対象者は除く。)

対 象 者	18歳以上で身体障がい者手帳をお持ちの人
申請に必要なもの	① 身体障がい者手帳 ② 自立支援医療(更生医療)意見書 ③ 明細表 ④ 公的医療保険の資格確認ができるもの (健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ) ⑤ 個人番号カード(マイナンバーカード) ⑥ 委任状(任意代理人の場合は必要です。)
担 当 窓 口	障がい福祉課 06-6902-6154

5 自立支援医療費(育成医療)の助成 身

育成医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療費の助成が受けられます。

【自己負担額】原則として医療費の1割です。なお、所得に応じて負担の上限月額が定められます。

※一定所得以上の場合は原則、助成の対象外になります。(重度かつ継続の対象者は除く。)

対 象 者	18歳未満の身体障がい児
申請に必要なもの	① 自立支援医療(育成医療)意見書 ② 公的医療保険の資格確認ができるもの (健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ) ③ 個人番号カード(マイナンバーカード) ④ 委任状(任意代理人の場合は必要です。)
担 当 窓 口	障がい福祉課 06-6902-6154

6 自立支援医療費(精神通院)の助成 精

精神通院の指定を受けている医療機関で、在宅精神障がい者の医療の確保を容易にするため、医療費の助成が受けられます。

【自己負担額】原則として医療費の1割です。所得に応じて負担の上限月額が定められます。

※一定所得以上の場合は、疾病の状況により助成の対象外になることがあります。

対 象 者	精神通院医療指定自立支援医療機関への通院により、精神疾患の治療を受けている人
申請に必要なもの	① 自立支援医療(精神通院医療)診断書 ② 公的医療保険の資格確認ができるもの (健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ) ③ 個人番号カード(マイナンバーカード) ④ 委任状(任意代理人の場合は必要です。)
担当窓口	障がい福祉課 06-6902-6154

7 後期高齢者医療制度

下記条件に該当する人は、後期高齢者医療制度へ移ることが可能です。

対 象 者	65歳以上75歳未満で、次に該当する人 ・身体障がい者手帳の1級、2級、3級及び4級の一部(音声機能、言語機能、下肢障害(両下肢のすべての指を欠くもの、一下肢の機能に著しい障害を有するもの、一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの))に該当する人 ・療育手帳Aに該当する人 ・精神障がい者保健福祉手帳の1・2級に該当する人 ・国民年金法等における障害年金1・2級に該当する人
申請に必要なもの	① 公的医療保険の資格確認ができるもの (健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ) ② 障がい者手帳など ③ 委任状(本人及び世帯主は除く) ④ 顔写真付きの身分証(本人は除く) ⑤ 個人番号(マイナンバー)に関する書類
担当窓口	健康保険課 06-6902-5697

V 補装具・日常生活用具等

1 補装具費(購入・借受・修理)の支給 身 難

失われた身体機能を補完又は代替する用具の購入、貸与又は修理に要する費用について支給されます。利用者負担額(限度額まで定率1割)は、障がい者とその配偶者、障がい児の場合は保護者が市町村民税非課税の場合は無料です。

なお、一定所得以上の場合や、支給決定前に購入された補装具については、支給対象外となります。

注意 …ただし、難病患者(児)については、難病の種別によって給付対象となる用具が異なりますのでご注意ください。詳しくは障がい福祉課までご相談ください。

***印: 介護保険の被保険者は、介護保険での申請になります。**

座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具は18歳未満の人が対象です。

障 が い 別	補 装 具 の 種 類
肢 体 不 自 由 者 (児)	義肢、装具(上肢・下肢・体幹装具)、姿勢保持装置、 座位保持いす ・ 起立保持具 ・ 頭部保持具 ・ 排便補助具 、 * 歩行器、* 歩行補助つえ(1本つえを除く。)、* 車いす * 電動車いす
視 覚 障 が い 者 (児)	視覚障がい者用安全つえ、義眼、眼鏡
聴 覚 障 が い 者 (児)	補聴器
内 部 障 が い 者 (児) (心臓・呼吸器障がい)	* 車いす
肢 体 不 自 由 者 及 び 言 語 機 能 障 が い 者	重度障がい者用意思伝達装置

【必要なもの】① 申請書 ② 医師の意見書(及び「処方」) ③ 個人番号カード(マイナンバーカード)

④ 委任状(任意代理人の場合は必要です。)

***原則として障がい者手帳交付後に申請できます。**

18歳以上の人は障がい者自立相談支援センターの判定書、児童は指定育成医療機関の意見書が必要な場合があります。

2 門真市難聴児特別補聴器給付事業

対象者である軽度の難聴児に対し、特別補聴器の購入に要する費用(基準価格)の3分の2が支給され、申請者が3分の1(100円未満は100円に切り上げ)を負担します。

対象となる人は、市民税所得割額が46万円未満の世帯又は生活保護受給世帯等で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上60デシベル未満のため、身体障がい者手帳の交付の対象とならない18歳未満の人となります。

なお、障がい福祉課に備付けの医師の意見書を添えての申請になります。

***特別補聴器の給付を受けようとする対象児の保護者は、事前に相談してください。**

補装具申請の流れについて

身体障がい者手帳所持者の装具の申請方法は、希望の用具によって異なります。ここでは、一般的な申請の流れを紹介します。

- ① 障がい福祉課で「意見書」を受け取ります。
申請者は、希望する補装具の意見書を受け取ってください。補装具の種類によっては、意見書の提出が必要なもの（歩行補助つえ・視覚障がい者用安全つえ）もあります。



- ② 「意見書」を医師に記入してもらいます。申請者は、医師へ意見書の記載を依頼して、必要書類をそろえてください。

※ なお、電動車いす、骨格構造義足の申請の場合は、大阪府での判定会への出席が必ず必要となりますので、意見書は必要ありません。



- ③ 医師の「意見書」に基づき、業者に「見積書」を作成してもらいます。補装具作製を希望する業者に見積を依頼してください。補装具の申請をする際の添付書類となります。



- ④ 「申請書」・「意見書」・「見積書」・「身体障がい者手帳」・「個人番号カード(マイナンバーカード)」・「委任状(任意代理人の場合は必要です。)」を添えて、障がい福祉課で申請してください。



- ⑤ 市から大阪府へ意見書と見積書を送り、その補装具の交付が有効かどうか、文書による判定を依頼します。



- ⑥ 概ね1箇月から2箇月で、大阪府から判定結果が返送されるので、有効と認められた場合は、「決定通知書」を郵送します。※補装具の購入・修理に係る自己負担額は、原則として費用の1割となります。ただし、課税状況に応じた月額負担上限が設定されます。



- ⑦ 「決定通知書」の決定に基づき、業者が補装具を作成(修理)し、申請者に引き渡します。申請者は、引渡し時に自己負担額を支払い、申請者が「受領印」を「交付券」に押します。

- 以上が一般的な申請の流れになります。大阪府での文書判定を必要とするため、多少時間がかかりますので予めご了承ください。

3 大阪府難聴児補聴器交付事業

身体障がい者手帳の交付の対象とならない軽度の難聴児に対して言語及び生活適応訓練を促進するため、補聴器を交付又は修理し、その福祉の増進を図ることを目的とします。

対象となる人は、課税総所得金額が770万円未満世帯及び生活保護に属する児童で、両耳の聴力レベルが60デシベル以上の、身体障がい者手帳の交付の対象とならない難聴児となります。

大阪府が基準価格の3分の2、申請者が3分の1(100円未満切り捨て)を負担します。

ただし、申請者が生活保護世帯の場合は、全額大阪府が負担します。

- ※ 補聴器の給付や修理を受けようとする対象児の保護者は、事前に相談してください。

4 日常生活用具の給付・貸与

障がい者等が日常生活をより円滑に行うことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付又は貸与します。利用者負担額(限度額まで定率1割)は、障がい者とその配偶者又は障がい児の保護者が市町村民税非課税の場合は無料です。

*印: 介護保険の被保険者の人は、介護保険での申請になります。

☆印: 障がい福祉課に備付けの意見書を添えての申請となります。

○印: 高齢福祉施策対象の人は、高齢福祉課での申請になります。

注意 …ただし、難病患者(児)については、難病の種類別によって給付対象となる用具が異なりますのでご注意ください。詳しくは障がい福祉課までご相談ください。

① 身体障がい者(児)・難病患者(児)の日常生活用具 **身 離**

種 目	障がい及び程度	性能	耐用年数及び上限額	備 考
介護・訓練支援用具給付	*特殊寝台 下肢又は体幹機能障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満の人を除く。)	腕、脚等の訓練のできる器具を 付帯し、原則として使用者の 頭部の傾斜角度を個別に調整 できる機能を持つ。	8年 154,000円	
	*特殊マット 下肢又は体幹機能障がい1級	褥瘡の防止又は失禁等による 汚染又は損耗を防止できる機能 を持つ。	5年 19,600円	常時介護を要する人に 限る。
	*特殊尿器 下肢又は体幹機能障がい1級 原則、学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもの で、容易に使用できる。	5年 67,000円	常時介護を要する人に 限る。
	入浴担架 下肢又は体幹機能障がい1級・2級 原則、3歳以上	障がい者を担架に乗せたまま フット装置により入浴させる。	5年 82,400円	入浴に当たって家族等の 他人の介助を要する人に限 る。(1世帯につき1台のみ)
	*体位変換器 下肢又は体幹機能障がい1級・2級 原則、3歳以上	介護者が障がい者の体位を 変換させるのに容易に使用でき る。	5年 15,000円	下着交換等に 当たって、 家族等他人の 介助を要する 人に限る。
	*移動用リフト 下肢又は体幹機能障がい1級・2級 原則、3歳以上	介護者が重度身体障がい者を 移動させるに当たって、容易に 使用できるもの。ただし、天井走 行型その他住宅改修を伴うもの を除く。	4年 159,000円	1世帯につき1 台のみ。

種 目	障 がい 及び程度	性 能	耐用年数及び上限額	備 考	
介護・訓練支援用具給付	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能のうしよが1・2級 原則、学齢児以上 18歳未満	腕、脚等の訓練のできる器具を 付帯し、原則、使用者の頭部の傾斜角度を個別に調整できる機能を持つ。	8年 159,200円	
	訓練いす	下肢又は体幹機能のうしよが1級・2級 原則、3歳以上18歳未満		5年 33,100円	原則として付属のテーブルをつける。
自立生活支援用具	*入浴補助用具	下肢又は体幹機能のうしよが1級 原則、3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入浴等を補助でき、容易に使用できる。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年 90,000円	
	*便器	下肢又は体幹機能のうしよが1級・2級 原則、学齢児以上	障がい者が容易に使用できる。ただし、取替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く。	8年 手すり付 9,850円 便器のみ 4,450円	必要に応じ、手すりをつけることができる。
	頭部保護帽	平衡機能・下肢若しくは体幹機能のうしよが1級 原則、3歳以上		3年 スポンジ及び皮 12,160円 スポンジ、皮及びプラスチック 29,400円	
	T字状・棒状のつえ	平衡機能・下肢若しくは体幹機能のうしよが1級 原則、3歳以上	障がい者が容易に使用できる。	3年 標準型 3,150円 一部夜光材付 3,580円 全面夜光材付 4,410円 白色又は黄色ラッカー使用 3,430円	一部又は全部に夜行材外装に白色又は黄色ラッカーをつけることができる。

種 目	障 がい およ び 及 び 程 度	性 能	耐 用 年 数 及 び 上 限 額	備 考
自立生活支援用具	<p>* 移動・移乗支援用具</p> <p>へいこうきのう か し も 平 衡 機 能 ・ 下 肢 若 しく は 体 幹 機 能 障 がい だ てい かん きのう の し ょ う は 体 幹 機 能 障 がい だ か て い な い い だ う とう 家 庭 内 の 移 動 等 に かい じ ょ ひ つ よ う ひ と 介 助 を 必 要 と す る 人 げん そ く さ い い じ ょ う 原 則 、 3 歳 以 上</p>	<p>お お む ね 次 の よ う な 性 能 を 有 す る 手 す り 、 ス ロ ー プ 等 で あ る こ と 。</p> <p>(1) 障 がい 者 の 身 体 機 能 の 状 態 を し ょ う し ゃ し ん たい きのう じ ょ う たい 十 分 踏 ま え た も の で あ っ て 、 じ ょ う ぶ ん ふ 十 分 踏 ま え た も の で あ っ て 、 ひ つ よ う き ょ う ど あ ん ぜん せい ゆ う 必 要 な 強 度 と 安 全 性 を 有 す る 。</p> <p>(2) 転 倒 予 防 、 立 ち 上 が り 動 作 の て ん だ う よ ぼ う た あ だ う さ 補 助 、 移 乗 動 作 の 補 助 、 段 差 ほ じ ょ い じ ょ う だ う さ ほ じ ょ だ ん き 補 助 、 移 乗 動 作 の 補 助 、 段 差 か り じ ょ う だ う よ う ぐ 解 消 等 の 用 具 と す る 。 た だ し 、 せ つ ち あ じ ょ う た く か り し ょ う と も な 設 置 に 当 た り 住 宅 改 修 を 伴 う も の の ぞ の を 除 く 。</p>	<p>8年 60,000円</p>	
	<p>特殊便器</p> <p>じ ょ う し き の う し ょ う き ょ う 上 肢 機 能 障 がい 1 級 げん そ く が く れ い じ い じ ょ う 原 則 、 学 齡 児 以 上</p>	<p>お ん す い お ん ぶ う だ 温 水 温 風 を 出 す 。 た だ し 、 取 替 え と り か に 当 た り 住 宅 改 修 を 伴 う も の の ぞ あ じ ょ う た く か り し ょ う と も な の ぞ を 除 く 。</p>	<p>8年 151,200円</p>	
	<p>○ 火災警報器</p> <p>か さ い け い け い ほう き 火 災 警 報 器</p> <p>し ん たい し ょ う き ょ う き ょ う 身 体 障 がい 1 級 ・ 2 級</p>	<p>し つ な い か さ い け け り ま た ね つ 室 内 の 火 災 を 煙 又 は 熱 に よ り ね つ か ん ち お と ま た ひ か り ほ っ お く が い 感 知 し 、 音 又 は 光 を 発 し 、 屋 外 に お く が い も 警 報 ブ ザ ー で 知 ら せ る 。</p>	<p>8年 15,500円</p>	<p>か さ い け い せい かん ち お よ 火 災 発 生 の 感 知 及 ひ な ん い ち じ ゅ び 避 難 が 著 し く い ち じ ゅ 困 難 な 障 がい 者 の ご ん な ん し ょ う み の 世 帯 及 び こ れ せ た い お よ に 進 む 世 帯 (一 せ た い だ い 世 帯 1 台 の み)</p>
	<p>○ 自動消火器</p> <p>じ だ う し ょ う け 自 動 消 火 器</p> <p>し ん たい し ょ う き ょ う き ょ う 身 体 障 がい 1 級 ・ 2 級</p>	<p>し つ な い お ん ど い じ ょ う じ ょ う し ょ う ま た ほ の お 室 内 温 度 の 異 常 上 昇 又 は 炎 の ほ の お せ つ し ょ く じ だ う て き し ょ う か え き ふ ん し ゃ 接 触 で 自 動 的 に 消 火 液 を 噴 射 ふ ん し ゃ し じ ょ け せ っ ち せ っ ち し、 初 期 火 災 を 消 火 で き る 。</p>	<p>8年 28,700円</p>	<p>か さ い け い せい かん ち お よ 火 災 発 生 の 感 知 及 ひ な ん い ち じ ゅ び 避 難 が 著 し く い ち じ ゅ 困 難 な 障 がい 者 の ご ん な ん し ょ う み の 世 帯 及 び こ れ せ た い お よ に 進 む 世 帯 (1 せ た い だ い 世 帯 1 台 の み)</p>
	<p>○ 電磁調理器</p> <p>で ん じ ち ょ う り き 電 磁 調 理 器</p> <p>し か く し ょ う き ょ う き ょ う 視 覚 障 がい 1 級 ・ 2 級</p>	<p>し か く し ょ う し ゃ よ う い し ょ う 視 覚 障 がい 者 が 容 易 に 使 用 で き し ゃ よ う い し ょ う る 。</p>	<p>6年 41,000円</p>	<p>し か く し ょ う し ゃ 視 覚 障 がい 者 の み せ た い お よ の 世 帯 及 び こ れ に い ち じ ゅ 進 む 世 帯 (1 世 帯 せ た い だ い 1 台 の み)</p>

種 目	障 がい およ び 度 度	性 能	耐 用 年 数 及 び 上 限 額	備 考
自立生活支援用具	歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満の人を除く。)	視覚障がい者 が容易に使用 できる。 10年 7,000円	
	屋内信号装置 聴覚障がい者用	聴覚障がい2級 (ただし、満18歳未満の人を除く。)	音、音声等を 視覚、触覚等 により知覚でき る。 10年 87,400円	聴覚障がい者のみ の世帯及びこれに 準ずる世帯で、日 常生活上必要と認 められる世帯 (1世帯1台のみ)
在宅療養等支援用具	加温透析液 装置	じん臓機能障がい1級又は3級 原則、3歳以上	透析液を加温 し、一定温度 に保つ。 5年 51,500円	自己連続携行式腹 膜灌流法(CAPD) による透析療法を 行う人
	☆ネブライザー	(1) 呼吸器機能障がい1級又は 3級 (2) (1)と同程度の重度身体障がい 者であって必要と認められる人 で、吸入加湿処置により呼吸に 伴う負担の軽減を図るため必要 と認められる人	障がい者が 容易に使用で きる。 5年 36,000円	電気式たん吸引器 ネブライザー一 両用器との併給不可
	☆電気式たん吸引器	(1) 呼吸器機能障がい1級又は 3級 (2) (1)と同程度の重度身体障がい 者であって、必要と認められる人	障がい者が 容易に使用で きる。 5年 56,400円	電気式たん吸引器 ネブライザー 両用器との併給 不可
	☆電気式たん吸引器 ネブライザー両用器	(1) 身体障がい者手帳に呼吸機能 に係る障がい程度が1級又は 3級と記載されている人 (2) (1)と同程度の重度身体障がい 者(児)であって必要と認めら れるもので、吸入加湿処置により 呼吸に伴う負担の軽減を図る ため必要と認められる人	障がい者が 容易に使用で きる。 5年 72,450円	ネブライザー(吸引 器)又は電気式た ん吸引器との併給 不可

種 目	障 がい 及 び 程 度	性 能	耐 用 年 数 及 び 上 限 額	備 考
☆ 酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療養法を行う人	障がい者が容易に使用できる。	10年 17,000円	
(音声式) 盲人用体温計	視覚障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満の人を除く。)	視覚障がい者が容易に使用できる。	5年 9,000円	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯につき1台のみ)
(音声式) 盲人用体重計	視覚障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満の人を除く。)	視覚障がい者が容易に使用できる。	5年 18,000円	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯につき1台のみ)
(音声式) 盲人用血圧計	視覚障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満の人を除く。)	視覚障がい者が容易に使用できる。	5年 15,000円	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯につき1台のみ)
(動脈酸素飽和度測定器)	人工呼吸器の装着が必要な人	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介護者等が容易に使用できる。	— 157,500円	
☆ 自家発電機	在宅で人工呼吸器を使用している人	介助者が容易に使用できる。	— 100,000円	外部バッテリー(充電器及びインバーターを含む)との併給不可(原則1回のみ)

在宅療養等支援用具

<p>☆外部バッテリー (充電器及びイン バーター含む)</p>	<p>在宅で人工呼吸器を使用して いる人</p>	<p>介助者が容易に 使用できる。</p>	<p>5年 100,000円</p>	<p>自家発電機との 併給不可</p>
--	------------------------------	---------------------------	------------------------	-------------------------

種 目	障 がい および程度	性 能	耐用年数及び上限額	備 考
補助装置 携帯用会話 装置	<p>音声言語機能障がい又は 肢体不自由、難病患者 (児)等で、発声・発語に 著しい障がいを有する人</p>	<p>携帯式で、言葉を音 声又は文章に変換す る機能を有し、容易に 使用できる。</p>	<p>5年 98,800円</p>	
情報通信 支援用具	<p>上肢又は視覚障がい1級 ・2級で、必要と認められる 人</p>	<p>障がい者が容易に 使用できる。</p>	<p>5年 100,000円</p>	
点字 ディスプレイ	<p>視覚及び聴覚障がいの 重度重複障がい者(原則、 視覚障がい2級以上かつ 聴覚障がい2級。ただし、 満18歳未満の人を除く。)</p>	<p>文字等のコンピュータ の画面情報を点字 等により示すことがで きる。</p>	<p>6年 383,500円</p>	
点字器	<p>視覚障がい者で必要と 認められる人</p>	<p>視覚障がい者が容易 に使用できる。</p>	<p>7年 標準型木製10,400円 プラスチック6,600円 携帯用木製7,200円 プラスチック1,650円</p>	<p>携帯用5年</p>
点字 タイプライター	<p>視覚障がい1級・2級</p>	<p>視覚障がい者が容易 に使用できる。</p>	<p>5年 63,100円</p>	<p>本人が就労 若しくは 就学してい るか又は就 労が見込ま れる人に限 る。</p>
点字 読書 毎日	<p>視覚障がい1級・2級 主に点字によって情報を 入手している人</p>	<p>視覚障がい者が容易 に使用できる。</p>	<p>—</p>	<p>事前に登録 が必要</p>
聴覚障がい者用 通信装置	<p>聴覚障がい又は発声・ 発語に著しい障がいを 有し、コミュニケーション、 緊急連絡等の手段として 必要と認められる人 原則、学齢児以上</p>	<p>一般の電話に接続す ることができ、音声の 代わりに文字等により 通信が可能な機器で あり、容易に使用でき る。</p>	<p>5年 30,000円</p>	<p>FAXのみ (ただし、複 合機は除 く。) 1世帯につき 1台のみ</p>

	<p>聴覚障がい者用 情報受信装置</p>	<p>聴覚障がい者を有し、必要と認められる人</p>	<p>映像、字幕及び手話通訳付番組並びに災害時の聴覚障がい者向け緊急情報等を受信し、かつ、地上波放送に字幕及び手話通訳を合成する機能を有する。</p>	<p>6年 88,900円</p>	<p>1世帯につき 1台のみ</p>
--	---------------------------	----------------------------	---	-----------------------	------------------------

種 目	障がい及び程度	性 能	耐用年数及び 上限額	備 考
<p>情報・通信支援用具</p>	<p>視覚障がい者用 拡大読書器</p>	<p>視覚障がい者で、本装置により文字等を読むことが可能になる人</p>	<p>画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せる。又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力できる。</p>	<p>8年 198,000円</p>
<p>情報・通信支援用具</p>	<p>視覚障がい者用ポータブルレコーダー</p>	<p>視覚障がい1級・2級 原則、学齢児以上</p>	<p>(1) 音声等により操作ボタンが知覚し又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用できる。 (2) 音声等により操作ボタンが知覚し、又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用できる。</p>	<p>6年 録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円</p> <p>盲人用テープレコーダーとの併給不可</p>
<p>情報・意思疎通支援用具</p>	<p>視覚障がい者用活字 文書読上げ装置</p>	<p>視覚障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満の人を除く。)</p>	<p>活字と同一紙面上に掲載された当該活字をコード化した情報を音声により伝える機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用できる。</p>	<p>6年 99,800円</p>

	デジタル対応ラジオ 視覚障がい者用地上	視覚障がい者1級・2級 原則、学齢児以上	テレビ音声及びAM/FM放送を受信する機能を有し、かつ災害時の緊急放送を受信するもので、視覚障がい者が容易に使用できる。	6年 29,000円	
--	------------------------	-------------------------	--	---------------	--

種目	障がい及び程度	性能	耐用年数及び上限額	備考	
情報・意思疎通支援用具	ICタグレコーダー 視覚障がい者用	視覚障がい者1級・2級 原則、学齢児以上	取り付けしたICタグからその物品等の名称や情報を音声にて再生が可能な製品であって視覚障がい者が容易に使用できる。	6年 59,800円	
	盲人用 テープレコーダー	視覚障がい者1級・2級 原則、学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用できる。	5年 23,000円	視覚障がい者用ポータブルレコーダーとの併給不可
	盲人用時計	視覚障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満の人を除く。)	視覚障がい者が容易に使用できる。	10年 触読式 10,300円 音声式 13,300円	音声時計は、手指の触覚に障がいがあることで触読式時計の使用が困難な人を原則とする。
	人工喉頭	喉頭を摘出した障がい者	障がい者が容易に使用できる。	5年 電動式 70,100円 笛式 5,000円	

種 目	障がい及び程度	性 能	耐用年数及 び上限額	備 考
<p>☆紙おむつ等(紙おむつ、おしりふき用ウエットティッシュ、紙おむつ廃棄専用ゴミ袋)</p> <p>排せつ管理支援用具</p>	<p>身体障がい者手帳の交付を受けている人(児)で次の各号に掲げるもの</p> <p>(1) 直腸・ぼうこう機能障がい、治療によって軽快の見込のないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着できない人</p> <p>(2) 先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある人</p> <p>(3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある人</p> <p>(4) 3歳未満で発症した脳性まひなどによる脳原性運動機能障がい、排尿若しくは排便の意思表示が困難な人</p>	<p>障がい者が容易に使用できる。</p>	<p>- 1か月 12,000円</p>	<p>4～9月分、 10月～3月分を一括交付</p> <p>※ 申請月は3月と9月</p>

種 目	障がい及び程度	性 能	耐用年数及 び上限額	備 考
排せつ管理支援用具	ストーマ器具(尿路系) ぼうこう機能障がい	低刺激性の粘着材を使用した 密封型の収納袋で尿処理用の キャップ付とする。ラテックス製又 はプラスチック製のもの。	- 1か月 11,639円	4～9月分、 10月～3月分を 一括交付
	ストーマ器具(消化器系) 直腸機能障がい	低刺激性の粘着材を使用した 密封型又は下部開放型の収納 袋とする。ラテックス製又はプラス チック製のもの。	- 1か月 8,858円	※ 申請月は3月と 9月
	収尿器 ぼうこう、下肢又は体 幹の障がい、排尿 のコントロールが困難 又は尿路変更のスト ーマを造設した人	(1) 男性用:採尿器と蓄尿袋で 構成し尿の逆流防止装置を つけるものとする。ラテックス製 又はゴム製のもの。 (2) 女性用:耐久性ゴム製採尿袋 を有するもの又はポリエチレン 製採尿袋導尿袋ゴム管付の もの。	- 男性用 7,940円 女性用 8,760円	


種 目	障がい及び程度	性 能	耐用年数及 び上限額	備 考
住宅改修費	<p>* 居室生活動作補助用具</p> <p>下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)に係る身体障がい者手帳の障がい程度が3級以上の人で学齢児以上</p> <p>ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障がい2級以上で学齢児以上</p>	<p>障がい者の移動等を円滑にする用具で次に掲げる小規模な住宅改修を伴うもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 手すりの取付け 床段差の解消 滑り防止及び移動の円滑化等のための変更 引き戸等への扉の取替え 洋式便器等への便器の取替え その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修 	<p>-</p> <p>200,000円</p>	<p>給付原則1回とする。</p>
情報・意思疎通支援装置	<p>福祉電話(貸与)</p> <p>難聴者又は外出困難な身体障がい者(ただし、満18歳未満の人を除き、障がい等級が1級・2級の人)でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる人及びファックス被貸与者</p>	<p>障がい者が容易に使用できる。</p>	<p>-</p> <p>83,300円</p>	<p>障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯1台のみ)</p>

注1) 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱います。

注2) 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚まし時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含みます。

② 知的・精神障がい者の日常生活用具 **知 精**

種 目	障がい及び程度	性 能	耐用年数及び 上限額	備 考
介護・訓練支援用具 * 特殊マント	知的障がいの程度が重度又は最重度 (原則として3歳以上)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有する。	5年 19,600円	常時介護を要する者に限る。
自立生活支援用具	頭部保護帽 知的障がいの重度若しくは最重度又は精神障がい者保健福祉手帳所持者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する人		3年 スポンジ及び皮 12,160円 スポンジ、皮及びプラスチック 29,400円	
	特殊便器 知的障がいの重度又は最重度で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な人	温水温風を出す。 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年 151,200円	
	○ 火災警報器 知的障がいの重度若しくは最重度又は精神障がい者保健福祉手帳1級・2級 (医師の意見書が必要)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせる。	8年 15,500円	火災発生 の 感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯につき1台)
	○ 自動消火器 知的障がいの重度若しくは最重度又は精神障がい者保健福祉手帳1級・2級 (医師の意見書が必要)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火する。	8年 28,700円	火災発生 の 感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯につき1台)
○ 電磁調理器	知的障がいの重度又は最重度で18歳以上の人	障がい者が容易に使用できる。	6年 41,000円	

③小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具 

世帯階層区分に応じて負担があります。

なお、全機種とも障がい福祉課に『小児慢性特定疾病医療受給者証』と門真市福祉事務所長あての見積書を添えての申請になります。

種目	対象者	性能	耐用年数
便器	常時介助を有する人	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用できる。(手すりを付けることができる。)	8年 4,810円
			5年 4,810円
特殊マット	寝たきりの状態にある人	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる。	5年 21,170円
特殊便器	上肢機能に障がいのある人	足踏みペダルにて温水温風を出す。(ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年 163,300円
特殊寝台	寝たきりの状態にある人	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有する。	8年 166,320円
歩行支援用具	下肢が不自由な人	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、小児慢性特定疾病児童等の身体特性を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となる。	8年 64,800円
入浴補助用具	入浴に介助を要する人	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用できる。	8年 97,200円
特殊尿器	自力で排尿できない人	尿が自動的吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用できる。	5年 72,360円
体位変換器	寝たきりの状態にある人	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易にできる。	5年 16,200円

種目	対象者	性能	耐用年数
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを引き起こすことがある人	紫外線をカットできる。	- 40,820円
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障がいのある人	小児慢性特定疾病児童等又介助者が容易に使用できる。	5年 38,880円
パルスオキシメーター (動脈中酸素飽和度測定器)	人工呼吸器の装着が必要な人	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用できる。	- 170,100円
車いす	下肢が不自由な人	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有する。	5年 76,030円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する人	転倒の際の衝撃から頭部を保護できる。	3年 13,130円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある人	小児慢性特定疾病児童等又介護者が容易に使用できる。	5年 60,910円
クールベスト	体温調節が著しく難しい人	ベストを冷却し、一定温度に保つ。	- 21,600円
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した人	小児慢性特定疾病児童等又介護者が容易に使用できる。	- 1年分 111,460円
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した人	小児慢性特定疾病児童等又介護者が容易に使用できる。	- 1年分 146,450円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な人	小児慢性特定疾病児童等又介護者が容易に使用できる。	- 126,360円

※障がい者手帳をお持ちの方は、障がい者手帳の資格での申請が優先となります。

VI 日常生活の支援

身 知 精 難

「自立支援給付」を中心にいろいろな福祉サービスを提供し、地域での自立と安心をサポートします。

1 障がい福祉サービス

※原則、費用の1割負担並びに食事、光熱水費等の実費負担があります。障がい者とその配偶者、障がい児の場合は保護者の属する世帯のすべての世帯員が市町村民税非課税の場合は無料です。

介護保険の被保険者の人は、介護保険でのサービスが優先になります。

区分	福祉サービスの名称	福祉サービスの内容
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的又は精神による障がい者に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護を行う。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより常時介護が必要な人に、行動する際に必要な援助や外出の際の移動中の介護を行う。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対して、外出時において当該障がい者等と同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者が外出する際の必要な援助を行う。
	療養介護	医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行う。
	生活介護	障がい者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供などの援助を行う。
	短期入所 (ショートステイ)	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な人に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護を行う。
	重度障がい者等 包括支援	常に介護が必要な人に対する居宅介護その他複数のサービスの包括的な援助を行う。
訓 練 等 給 付	施設入所支援	施設に入所する人に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護を行う。
	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を提供する。
	就労移行支援	就労を希望する方に対して、生産活動などの機会の提供を通じて就労に必要な能力向上のための訓練を提供する。
	就労継続支援	通常の事業所での雇用が困難な方に対して、就労機会の提供と生産活動などの提供を通じて、知識や能力向上のために必要な訓練を提供する。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用の後、新たに雇用された方に対して、就労の継続を図るため医療・企業等との連絡調整、相談・助言等の支援を行う。
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしをした方等に対して、一定期間にわたり、日常生活上の必要な情報の提供や助言、関係機関等との連絡調整を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	地域における共同生活住居において、相談その他日常生活上の援助を提供する。	

区分	福祉サービスの名称	福祉サービスの内容
地域相談支援給付	地域移行支援	施設等に入所している人に対して、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行う。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者の人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の相談やその他の必要な支援を行う。
計画相談支援給付	計画相談支援	障がい福祉サービス等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成する。 支給決定後、モニタリング期間ごとにサービス等利用計画の見直しを行う。

2 障がい児支援サービス

区分	福祉サービスの名称	福祉サービスの内容
障がい児通所支援	児童発達支援	障がいをお持ちの就学前のお子さんが療育を受けるための通所サービスを行う。
	居宅訪問型児童発達支援	通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、療育を行う。
	放課後等デイサービス	障がいをお持ちの就学されているお子さんが放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のため継続的に療育を受けることができるサービスを行う。
	保育所等訪問支援	障がい児が保育所等に通われる場合、その施設を訪問し、障がい児等に対し、集団生活への適応のための専門的な支援やその他必要な支援を行う。
	障がい児相談支援	障がい児通所支援等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい児通所支援等の種類や内容等を定めた障がい児支援利用計画案及び障がい児支援利用計画を作成する。 支給決定後、モニタリング期間ごとに障がい児支援利用計画の見直しを行う。

3 高額障がい福祉サービス等給付費

・高額障がい福祉サービス費の支給

同一世帯内の複数の障がい者(児)が、障がい福祉サービス等を利用し、利用者負担合算額が負担上限月額を超えた場合の超過分を助成するものです。

・高齢障がい者の方の利用者負担軽減制度(新高額障がい福祉サービス費)

65歳に達する日前5年間に、継続して障害福祉サービス等を利用者負担0円で受給していた障がい者について、65歳に達し介護保険サービスを利用した場合、一定条件を満たす場合は利用者負担分を助成するものです。

4 就学前の障がい児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置について

障がい児通所支援を利用している児童と同一世帯に、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障がい児短期治療施設に通う又は障がい児通所支援を利用する児童がいる場合(放課後等デイサービスは学齢期の児童を対象としていることから、本措置の対象外となります。)、障がい児通所支援を利用する児童に係る負担額を引き下げるものです。

5 3歳児から5歳児の児童発達支援等の利用者負担の無償化について

就学前の障がい児を支援するため、以下のサービスについては、対象者の利用者負担を無料とします。(なお、医療費、食費・おやつ代等、障がい児サービス事業所に支払う実費負担分は対象外となります。)

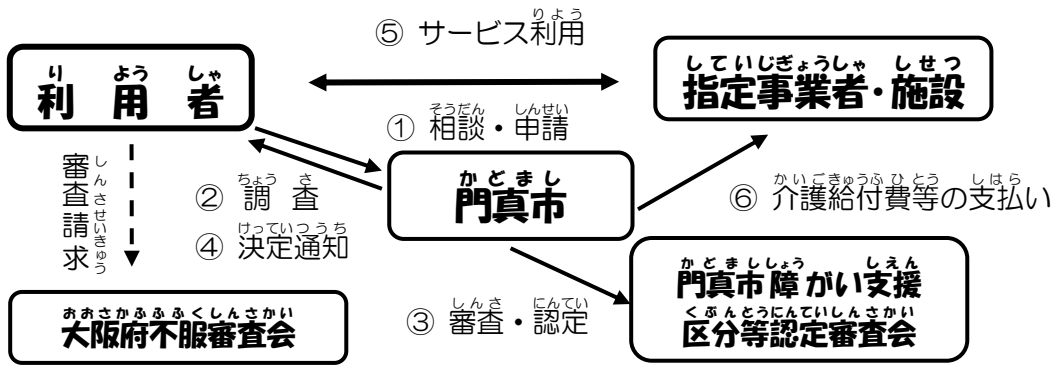
※ 申請手続等はありませんが、ご利用の障がい児サービス事業所に年齢を伝え、無償化対象であることを確認してください。

<p>対 象 者</p>	<p>3～5歳児 ※ 年度の初日の前日に3・4・5歳である場合をいい、令和6年度の対象者は、お子様が平成30(2018)年4月2日～令和3(2021)年4月1日生まれの方となります。)</p>
<p>無料となるサービス</p>	<p>・児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ・福祉型障がい児入所施設 ・医療型障がい児入所施設</p>

障がい支援区分と介護給付サービスとの関係

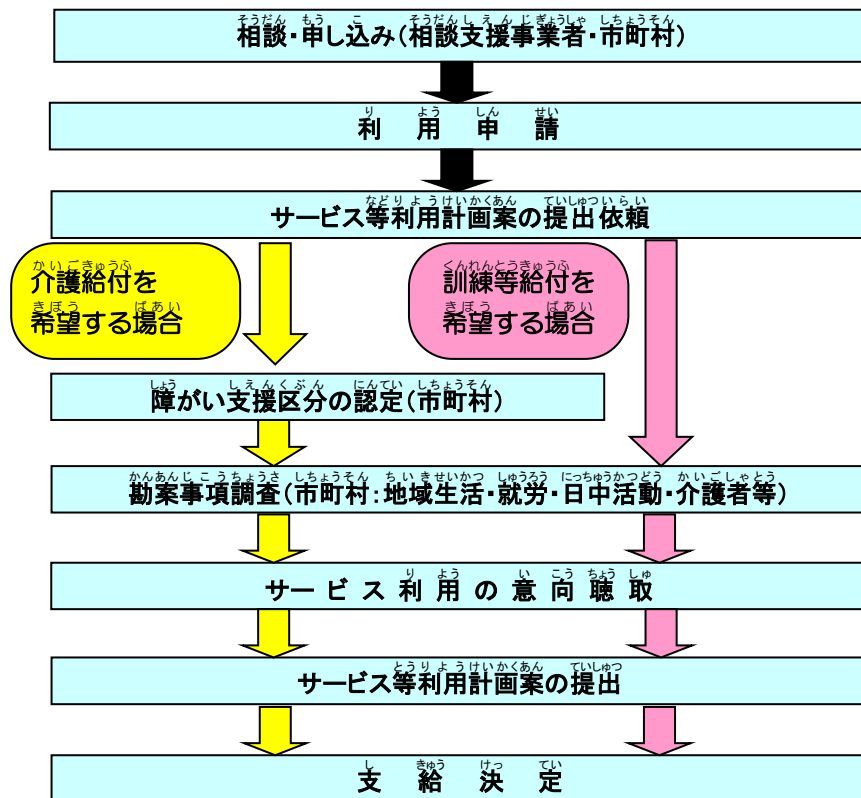
区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	備考
居宅介護							
重度訪問介護				重度肢体不自由、知的障がい及び精神障がい等で常時介護を要する人の中で、二肢以上にまひがあり、認定項目の歩行、移乗、排尿、排便がいずれも「できる」以外の人又は行動上著しい困難を有し、常時介護を有する人			
行動援護			行動上著しい困難があり、常時介護が必要な知的又は精神障がい者(行動関連項目等の合計点数が10点以上の人)				精神・知的障がいのみ対象
療養介護					筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者は区分5から	ALS患者等で人工呼吸器装着者	
生活介護		50歳以上の場合 区分2から					
生活介護 (施設入所支援を利用する場合)			50歳以上の場合 区分3から				
短期入所 (ショートステイ)							
重度障がい者等包括支援						※	※ 区分6かつ、ALS、強度行動障がいなど常時介護を要する障がい者で、意思疎通に著しい困難を有し、四肢にまひがあり、呼吸管理がいる身体又は知的障がい者
施設入所支援 (施設での夜間ケア)			50歳以上の場合 区分3から				

サービス利用までの流れ



※ やむを得ない事由により、門真市が「措置」によるサービスの提供や施設への入所を、決定する場合があります。

障がい支援区分の認定と支給決定の仕組み



6 地域生活支援事業

門真市における自立生活及び社会参加を促進するために実施しています。

サービス名称	サービスの内容等
<p>相談支援</p>	<p>障がい者や家族の相談に応じて必要な援助を行います。 地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関と連携による支援を行います。</p> <p>■門真市障がい者基幹相談支援センター「えーる」月～金 9:00～17:30 所在地 門真市桑才新町24-2 地域生活支援拠点ジェイ・エス内 TEL 06-6901-0101 FAX 06-4967-5554</p> <p>障がい者や家族の相談に応じて必要な援助を行います。</p> <p>■門真市障がい者相談支援センター「ジェイ・エス」月～金 9:00～17:30 所在地 門真市御堂町14-1門真市保健福祉センター1F TEL 06-6901-3041 FAX 06-6901-3042</p> <p>■障がい者相談支援事業所「あん」月～金 9:00～17:30 所在地 門真市宮野町2-20 3F TEL 072-885-9999 FAX 072-885-1140</p>
<p>意思疎通支援事業</p>	<p>手話通訳者の設置、派遣や要約筆記者(話の内容をその場で文字にして伝える通訳者)の派遣をすることで、聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。</p>
<p>緊急時手話通訳者派遣事業</p>	<p>聴覚障がい者又はその家族が病気又は事故により救急車の要請をした場合等の緊急時において、搬送先の病院に手話通訳者を派遣し、緊急時における聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。</p>
<p>移動支援事業 (ガイドヘルパー)</p>	<p>屋外移動が困難な人等に外出のための支援を行います。</p>
<p>日常生活用具給付等事業</p>	<p>日常生活を便利に、又は容易にするため、特殊寝台等の給付を行います。</p>
<p>成年後見制度利用支援事業</p>	<p>知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分であるため、法律行為における意志決定が困難な人に代わって、法的に権限が与えられた後見人が行うことにより、障がい者の生活の支援を行います。</p>
<p>日中一時支援事業 (日帰り短期入所事業・ タイムケア事業)</p>	<p>介護者等が介護できない状態の時、一時的又は定期的に見守り等の支援を行います。</p>

サービス名称	サービスの内容等
身体障がい者自動車運転免許取得費 及び改造費用助成 事業	非課税世帯の身体障がい者手帳所持者が、自動車運転免許を取得(障がい等級1級から4級)(免許取得から3ヶ月以内)、自動車の運転装置等を改造(障がい等級1級～6級)する時に費用の一部を助成します。(ただし、本市の実施要綱に適合した場合に限ります。) ※ 平成25年度から対象者が非課税世帯のみとなりました。
視覚障がい者に対する 発送文書の点字情報サービス 事業	視覚障がい1、2級がある人の日常生活の不便を軽減するため、視覚障がいのある人に対して発送する文書について、点字情報サービスを実施します。
その他事業	スポーツ大会やレクリエーション、創作教室、作品展等の文化活動により社会参加を促進します。また、手話講習会や要約筆記講習会等を開催して奉仕員等を養成します。

7 その他の事業

● 緊急時の通報「FAX119」・「メール119」・「NET119」

聴覚障がい及び言語障がいを有する人が、火事や急病等の緊急時に守口市門真市消防署に通報する手段として、

- ① FAXでの119番通報 (FAXで「119」をダイヤルすることで、通報内容を送信)
- ② 電子メールでの119番通報 (専用アドレスにメールすることで通報)
- ③ 専用アプリからの119番通報

※ ②については、事前に登録が必要となります。

③については、守口市門真市消防組合消防本部司令課に問合せ・申込をお願いします。

問合せ先

守口市門真市消防組合消防本部司令課

住所: 門真市殿島町7番1号

FAX: 06-6906-1127

TEL: 06-6906-1122

MAIL: sirei@mkfd119.jp

● 「FAX110番」「メール110番」

事件・事故、緊急事態発生時の聴覚障がい及び言語障がいを有する人の緊急通報用として、FAX及び電子メールによる通報を受理しています。

事件の内容、要件及び発信者の住所(現在の居場所)、氏名並びにFAX番号又はメールアドレスを明記して送信してください。

窓口 大阪府警察本部

・FAX110番

FAX 06-6941-1022

・メール110番(画像送信も可能)

メールアドレス m110@police.pref.osaka.jp

●電話リレーサービス

電話リレーサービスとは、聴覚や発話に困難のある方とその電話の相手方とを通訳オペレータが手話、文字と音声とを通訳し、24時間365日電話で双方向につなぐサービスです。

利用には登録が必要です。一般財団法人日本財団電話リレーサービスのホームページをご覧ください。

- ・利用できる人 身体障がい者手帳(聴覚障がい、音声・言語機能障がい)のある方
身体障がい者手帳(聴覚障がい、音声・言語機能障がい)は所有していないが、電話の利用が困難な方

上記の対象者が所属する法人も、法人として登録可能です。

問合せ先

電話リレーサービスを使ってみよう！(利用登録、利用方法、サービス内容)

(一財)日本財団電話リレーサービス

T E L 03-6275-0910

F A X 03-6275-0913

M A I L info@nftrs.or.jp

H P <https://nftrs.or.jp/>

●門真市遠隔手話通訳サービス

聴覚に障がいをお持ちの方が、自宅や外出先でご自身が持っているスマートフォンやタブレットから、Cisco Webex(シスコ ウェベックス)のアプリを利用し、障がい福祉課の手話通訳職員(設置通訳)とビデオ通話でつながり、離れた場所で手話通訳を受けることができます。

利用対象者 市在住の聴覚障がいのある方(身体障がい者手帳をお持ちの方)

事前登録と事前予約が必要です。

●緊急通報装置の貸与

重度身体障がい者(65歳未満)を対象に、急病等の緊急時に簡単な操作で通報できる装置を貸与します。(固定電話が必須です。)

ただし、生計中心者の所得税額に応じて自己負担があります。

●重度障がい者住宅改造助成事業

在宅の重度障がい者(児)が住み慣れた自宅において安心して生活がするために住宅改造をする場合、50万円を上限として費用の一部を助成します。

【対象世帯】

- ・身体障がい者手帳1、2級の人がいる世帯
- ・下肢機能障害3級、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)3級の人がいる世帯

で、かつ、学齢児以上の者がいる世帯。

- ・重度知的障がい者(児)(療育手帳A)がいる世帯、

【対象事業】

トイレ、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室など

【助成額】

50万円と実際に住宅の改造に要した額を比較したいずれか少ない方の額に下記の給付率を乗じた額

- 生活保護を受けている世帯及び前年分の所得税の額が非課税の世帯・・・10分の10
- 上記以外の世帯で前年分の所得税額が40,000円以下の世帯・・・3分の2
- 前年分の所得税額が40,001円～70,000円以下の世帯・・・2分の1

詳しくは、事前に障がい福祉課までお問い合わせください。

てあて ねんきんとう
VII 手当・年金等

制度名	対象者	内容	受付場所	備考
<p style="text-align: center;">障害基礎年金</p>	<p>国民年金加入中又は 20歳前(年金未加入期間)、若しくは 60歳以上65歳未満(年金未加入期間)で日本に居住している間に初診日(障がいの原因となった病気やけがについて、初めて診療を受けた日)のある病気やけがで、障害等級1級又は2級の障がいの状態にある人で、初診日の前日において、次のいずれかの保険料納付要件を満たしている人(20歳前に初診日がある場合は、納付要件はありません)</p> <p>(1)初診日のある月の前々月までの公的年金加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること</p> <p>(2)初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと</p> <p>◎障がい者手帳と障害年金の等級は必ずしも一致しません。</p>	<p>詳細については、市民課国民年金グループへお問い合わせください。</p>	<p>市民課 国民年金グループ 06-6902-6005</p>	<p>身 知 精</p>
<p style="text-align: center;">障害厚生年金</p>	<p>厚生年金加入中に初診日のある病気やけがで、障害等級1級から3級までの障がいの状態になったとき</p> <p>※保険料納付要件あり</p>	<p>詳細については、守口年金事務所へお問い合わせください。</p>	<p>守口年金事務所 TEL 06-6992-3031 FAX 06-6992-6038</p>	<p>身 知 精</p>
<p style="text-align: center;">障がい児福祉手当</p>	<p>日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅障がい者(所得制限あり)</p> <p>※身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の取得は要件ではありません。</p> <p>※児童養護施設等の施設に入所された場合、及び障がいを支給事由とする年金給付を受けた場合は、受給資格がなくなります。</p>	<p>月額 15,690円</p> <p>◆2・5・8・11月支給</p>	<p>障がい福祉課 06-6902-6154</p>	<p>身 知 精</p>

制度名	対象者	内容	受付場所	備考
特別障がい者手当	<p>日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅障がい者 (所得制限あり)</p> <p>※身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の取得は要件ではありません。</p> <p>※施設(障がい者支援施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等)に入所された場合、又は病院、診療所(老人保健施設)に3か月を超えて入院された場合は、受給資格がなくなります。軽費老人ホーム(ケアハウス)、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等に入所・入居の方は在宅とみなされます。</p>	<p>月額 28,840 円</p> <p>◆2・5・8・11月支給</p>	障がい福祉課 06-6902-6154	身
特別児童扶養手当	<p>20歳未満で、政令で規定する障がいの状態にある児童を監護している父母又は父母に代わって児童を養育している人に支給されます。 (所得制限あり)</p>	<p>月額</p> <p>1級 55,350円</p> <p>2級 36,860円</p> <p>◆4・8・11月支給</p>	こども政策課 06-6902-6186	知
児童扶養手当	<p>①政令で規定する障がいの状態にある父又は母を持つ児童を養育している人</p> <p>②離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している人</p> <p>◎ 児童の年齢は18歳まで、特別児童扶養手当の対象児童については20歳未満まで</p> <p>◎ 所得制限あり</p> <p>◆所得に応じて一部支給になります。</p>	<p>月額</p> <p>1子 全部支給 45,500円 一部支給 45,490円 ～10,740円</p> <p>2子 加算 全部支給 10,750円 一部支給 10,740円 ～5,380円</p> <p>3子以降加算 全部支給 6,450円 一部支給 6,440円 ～3,230円</p> <p>◆1・3・5・7・9・11月支給</p>	こども政策課 06-6902-6186	精
大阪府重度障がい者 在宅生活応援制度	<p>知的障がいの程度が重度(療育手帳A)で、かつ身体障がいの程度が重度(身体障がい者手帳1・2級)の人と同居の介護者(施設入所者、入院中の人、特別障がい者手当受給者を除く。)に給付金を支給する。</p>	<p>給付金月額10,000円</p> <p>◆4・7・10・1月支給</p>	障がい福祉課 06-6902-6154	身 知

<p>扶養共済制度 大阪府障がい者 おおさかふしや かようきようさいせいど</p>	<p>障がいのある人を扶養している保護者 (65歳未満)が加入できます。 掛金: 1口当たり月額9,300円～23,300円 (2口まで加入できます。加入時の年齢 により、掛金は異なり、掛金の減免制度 もあります。)</p>	<p>加入者が死亡又は重度障 がいになったときから支給 月額1口につき 20,000円</p>	<p>障がい福祉課 06-6902-6154</p>	<p>身 知 精</p>
---	--	---	--------------------------------	----------------------

げんめん わりびき
VIII 減免・割引

1 所得税等の減免

種類	対象	内容	手続場所	備考
所得税	障がい者控除 ①一般の障がい者(身体3～6級、知的B1・B2、精神2・3級) ②特別障がい者(身体1～2級、知的A、精神1級) ③特別障がい者が同居の配偶者、または扶養親族	①27万円 ②40万円 ③75万円	勤務先又は 門真税務署 06-6909-0181	身 知 精
市民税	障がい者控除 ①一般の障がい者(身体3～6級、知的B1・B2、精神2・3級) ②特別障がい者(身体1～2級、知的A、精神1級) ③特別障がい者が同居の同一生計配偶者、または扶養親族	①26万円 ②30万円 ③53万円	課税課市民税 グループ 06-6902-5898	身 知 精 マ
事業税	重度の視覚障がい者(失明又は両眼の視力0.06以下)が行う、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等医業に類する事業	非課税	北河内府税 事務所 072-844-1331 FAX 072-846-3988	身
相続税	①障がい者が相続又は遺贈により財産を取得した場合 ②心身障がい者共済制度に基づく給付金を受ける権利を相続により取得した場合	①税額から一定額を控除 ②非課税	門真税務署 06-6909-0181	身
贈与税	①特別障がい者が特別障がい者扶養信託契約に基づいて受ける信託受益権のうち6,000万円までの部分 ②心身障がい者共済制度に基づく給付金を受ける権利を贈与により取得したと見なされる場合	非課税	門真税務署 06-6909-0181	知 精
自動車税種別割	対象となる障がいの程度や車の所有・運転形態、使用目的など詳細は北河内府税事務所へお問い合わせください。 ※軽自動車を含めて1台に限る。	減免	北河内府税 事務所 072-844-1331 FAX 072-846-3988	身 知 精

種類	対象	内容	受付場所 手続場所	備考
環境性能割 自動車税(軽自動車税)	対象となる障がいの程度や車の所有・運転形態、使用目的など詳細は大阪自動車税事務所(寝屋川分室)へお問い合わせください。 ※軽自動車は 072-604-2772 (軽自動車検査協会大阪主管事務所高槻支所へお問い合わせ)	減免	大阪自動車税事務所 (寝屋川分室) 072-823-1801	身 知 精
軽自動車税種別割	対象となる障がいの程度や車の所有形態、使用目的など詳細は課税課へお問い合わせください。申請期間については、毎年納税通知書到達後から5月31日(31日が土日祝日の場合は、その翌開庁日)となりますので、ご注意ください。 ※普通自動車や軽自動車、二輪車を含めて障がい者1人につき1台に限る。	減免	課税課市民税グループ 06-6902-5874	身 知 精
固定資産税	「生活保護を受給している方」又は「1月1日現在で特別障がい者(身体1～2級、知的A、精神1級)で、次のすべての要件を満たしている方」 ① 所有者及び所有者と生計を一にする方全員が 市民税均等割非課税限度額以下の所得 ② 自らの居住用以外の土地や家屋を所有していない ③ 家屋の課税延床面積が70㎡以下 ④ 年税額が5万円以下 ※申請期限など詳細は課税課へお問い合わせください。	減免	課税課資産税グループ 06-6902-5918	身 知 精
マル優制度	身体障がい者手帳を持っている人等、マル優制度をご利用いただけます。この制度を利用すると、一定の条件を満たす公社債・投資信託や預貯金などが、元本350万円までは利子等を非課税扱いになります。	減免	詳細については、取引金融機関にお問い合わせください。	身 知 精
福祉定期預金制度	障がい年金等を受給している人を対象にした定期預金で、預金利率が一般の定期利率に上乘せされます。(取り扱う金融機関によって、対象者が異なります。)			身 知 精

2 交通運賃の割引等

区分		割引の対象者	割引の内容	割引率	備考
私鉄各社 JR	障がい者 本人単独乗車	障がい者	普通乗車券(片道100キロ以上の利用の場合のみ)	5割	身 知
	介護者とともに乗車	障がい者 第1種	<ul style="list-style-type: none"> 普通乗車券 回数乗車券 急行券(特急券、座席指定券を除く。) 定期券(障がい者本人が12歳未満の場合は、介護者のみ) ICOCA、PiTaPaは対象外 	5割	
		障がい者 第2種	障がい者の介護者 ※知的障がい者の介護者の場合は、障がい者が12歳未満のみ	<ul style="list-style-type: none"> 定期券 	

区分	割引の対象者		割引の内容	割引率	備考	
※会社によって異なる場合があります	障がい者 本人単独乗車	障がい者	普通乗車券 回数券 (割引なしの場合あり)	5割	身 知 精	
			定期券	3割		
	介護者とともに乗車	第1種 障がい者	障がい者及びその 介護者	普通乗車券 回数券 (割引なしの場合あり)		5割
		第2種 障がい者	障がい者の介護者 ※知的障がい者の 介護者の場合 は、障がい者が 12歳未満のみ	定期券		3割 ※介護者 のみ
	一部バス会社によっては割引があります。					精
タクシー			運賃 ※詳しくは、大阪タクシー協会(Tel.06-6125-5400、 Fax06-6125-5445)へお問い合わせください。	1割	身知	
			運賃 ※日進交通株式会社(Tel.06-6791-7422)に限ります。	1割	精	
航空機	障がい者 本人単独搭乗	障がい者	※詳細については、各航空会社へお問い合わせください。(ただし、国内線のみ)		身 知 精	
						介護者とともに搭乗
	第2種 障がい者	障がい者及びその 介護者				
船舶	JRとほぼ同様の割引をされる場合があります。				身知	
	一部運航会社によっては割引があります。				精	

3 有料道路の割引

	運転の形態	対象自動車の範囲	所有者	割引率	備考
第1種	障がい者本人が運転する場合	自家用乗用自動車 ※軽自動車や一部貨物を含む。	<ul style="list-style-type: none"> 本人、親子、兄弟姉妹及びその配偶者 同居の親族等 障がい者本人を継続して日常的に介護している人 	5割 (ただし、端数が生じる場合は、10円単位で切り上げ)	身 知
	介護者運転で障がい者本人が同乗する場合				
第2種	障がい者本人が運転する場合		<ul style="list-style-type: none"> 本人、親子、兄弟姉妹及びその配偶者 同居の親族等 		身

【手続きに必要なもの】

- 障がい者手帳(原本)、車検証及び自動車検査証記録事項(原本)、運転免許証(本人運転の場合、コピー可)
- ETCを利用される場合は上記に加え、ETCカード(障がい者手帳所持者本人名義、18歳未満の方は保護者名義)、ETC車載器セットアップ申込書・証明書又は車載器の管理番号が確認できるものも必要となります
- ※既に有料道路における障がい者割引制度を利用し、かつ本制度申請時にETCの利用登録をされている方は更新申請の際にETC割引登録係より送付される「更新のご案内」の封書をお持ちいただきますよう、ご協力をお願いいたします
- ※自動車検査証記録事項は車検証が電子車検証(A6サイズ)の場合に必要となります
- ※手帳所持者本人が18歳に到達された際には、本人名義のETCカード作成の上、変更申請が必要となります
- ※ローン、長期リースで自動車を利用されている場合は割賦契約書、リース契約書又はお支払い状況を確認できる書類が必要となります
- ※ローンお支払い完了後、車検証の所有者欄の名義変更がお済みでない場合は受付できません(自動車の登録をする場合)
- ※各種申請(新規申請・変更申請・更新申請)はオンラインでも行うことができます(必要な書類やご利用までの流れなどの詳細については、NEXCO西日本のホームページをご覧ください)

手続:障がい福祉課

4 NHK放送受信料の免除 ※申請時に印鑑が必要です。

対象者	全額免除の場合	半額免除の場合
身体障がい者	世帯構成員全員が市民税非課税	視覚・聴覚障がい者 重度(1級・2級)の身体障がい者
知的障がい者	世帯構成員全員が市民税非課税	重度(療育手帳A)の知的障がい者
精神障がい者	世帯構成員全員が市民税非課税	重度(1級)の精神障がい者

手続:障がい福祉課

問合せ: NHK視聴者コールセンター TEL 0120-151515
NHK大阪放送局視聴者センター FAX 06-6941-0431

5 携帯電話の割引

<p>基本使用料の割引制度や、割安な料金プランが利用できます。詳細は、各携帯電話会社にお問い合わせください。</p>	身 知 精
--	-------------

6 映画館の割引

<p>大阪興行協会加入の映画館で割引を行っています。券売場で手帳を提示してください。 窓口：生活衛生同業組合大阪興行協会（電話）06-6720-2427（FAX）06-6720-2428</p>	身 知 精
---	-------------

7 NTTの無料番号案内(ふれあい案内)

<p>視覚障がい1～6級、肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)1・2級の人及び知的・精神障がい者が、104番を利用する場合、無料で電話番号の案内を受けることができます。 手続：NTTの支店、営業所(郵送も可能) お問い合わせ…フリーダイヤル 0120-104-174 午前9時～午後5時(土曜・日曜・祝日を除く。)</p>	身 知 精
---	-------------

8 門真市内各駅前駐輪場の一時使用料の免除

<p>障がい者手帳等をお持ちの方は、地下鉄「門真南駅」、京阪電車「門真市駅」「古川橋駅」「大和田駅」「萱島駅」各駅の本市が指定する自転車駐輪場窓口で障がい者手帳等を提示することで一時使用料が免除されます。 ※障がい者手帳等…身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者手帳 ※本市が指定する自転車駐輪場(西三荘駅は除く)は下記の通りです。 門真市駅北自転車駐輪場…Tel06-6907-9888 門真市駅南第2自転車駐輪場…Tel06-6907-8002又は 06-6907-9888 古川橋駅自転車駐輪場…Tel06-6900-6040 大和田駅自転車駐輪場…Tel072-883-8876 萱島駅西自転車駐輪場…Tel072-885-0203 門真南駅第1自転車駐輪場…Tel072-884-2256</p>	身 知 精
--	-------------

問合せ先 道路公園課 総務グループ(TEL 06-6902-6645)

9 公共施設等の使用料の減免等

<p>公共施設等によって、使用料・入場料等の減免が受けられます。詳細はそれぞれの施設にお問い合わせください。</p>	身 知 精
--	-------------

10 さわやか訪問収集ほうもんしゅうしゅう

高齢者こうれいしゃや障がい者しょうがいしゃの方々が、粗大ごみそだいごみを一定の場所いっていばしょまで持ち出すことが困難こんなんな場合、屋内おくないからの「持ち出し収集もちだししゅうしゅう」を行います。

対象者 <small>たいしょうしゃ</small>	<p>虚弱等<small>きよじゃくとう</small>により日常生活<small>にちじょうせいかつ</small>に支障<small>ししょう</small>のある65歳以上<small>さいいじょう</small>の一人暮らし<small>ひとりぐ</small>の方。 障がい者<small>しょうがいしゃ</small>(身体障がい者<small>しんたいしょうがいしゃ</small>手帳<small>しやてちょう</small>、精神障がい者<small>せいしんしょうがいしゃ</small>保健福祉手帳<small>ほけんふくしてちょう</small>、療育手帳<small>りょういくてちょう</small>のいずれかの交付<small>かうふ</small>を受けている)で一人暮らし<small>ひとりぐ</small>の方。 ※同居する家族<small>かぞく</small>がおられる場合<small>ばあい</small>についても、同居者<small>どうきよしゃ</small>が高齢<small>こうれい</small>や虚弱<small>きよじゃく</small>および年少者等<small>ねんしょうしゃとう</small>で粗大ごみ<small>そだいごみ</small>を決められた場所<small>ばしょ</small>まで持ち出すことが困難<small>こんなん</small>な世帯も対象<small>たいしょう</small>とします。</p>	身 知 精
----------------------------	--	-------------

てつづき 手続てつづき:クリーンセンター業務課ぎょうむか(TEL 06-6909-0048)

11 ふれあいサポート収集しゅうしゅう

高齢者こうれいしゃや障がいのある人ひとの家庭ごみかていを玄関先げんかんさきまで戸別こべつに収集しゅうしゅうします。

対象者 <small>たいしょうしゃ</small>	<p>介護サービス<small>かいご</small>又はホームヘルプサービス<small>また</small>を受けている一人暮らし<small>ひとりぐ</small>の高齢者<small>こうれいしゃ</small>や障がいのある方<small>かた</small>の世帯<small>せたい</small>で、自ら家庭ごみ<small>みづか</small>を一定の場所<small>いっていばしょ</small>まで持ち出すことが困難<small>こんなん</small>な世帯<small>せたい</small>で、要介護2以上<small>ようかいごいじょう</small>の認定<small>にんてい</small>を受けた65歳以上<small>さいいじょう</small>の方、身体障害者手帳<small>しんたいしょうがいしゃてちょう</small>の交付<small>かうふ</small>を受け、かつ、障害程度<small>しょうがいていど</small>が1級<small>きゅう</small>又は2級<small>にじゅう</small>に該当する方、精神障害者保健福祉手帳<small>せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう</small>の交付<small>かうふ</small>を受け、かつ、障害の程度<small>しょうがいていど</small>が1級<small>きゅう</small>に該当する方、大阪府療育手帳<small>おおさかふりょういくてちょう</small>の交付<small>かうふ</small>を受け、かつ、知的障害程度<small>ちてきしょうがいていど</small>がAに該当する方。 ※同居する家族<small>かぞく</small>がおられる場合<small>ばあい</small>についても、同居者<small>どうきよしゃ</small>が高齢<small>こうれい</small>や虚弱<small>きよじゃく</small>および年少者等<small>ねんしょうしゃとう</small>の世帯<small>せたい</small>も対象<small>たいしょう</small>とします。</p>	身 知 精
----------------------------	---	-------------

てつづき 手続てつづき:クリーンセンター業務課ぎょうむか(TEL 06-6909-0048)

IX 駐車禁止除外指定車標章交付基準等級表

障がい者が現に使用する車両について、申請により駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。

障がいの区分		障がいの級別	
視覚障がい		1級から3級までの各級及び4級の1	身
聴覚障がい		2級及び3級	
平衡機能障がい		3級	
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	
下肢不自由		1級から4級までの各級	
体幹不自由		1級から3級までの各級	
脳原性運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）	
	移動機能	1級から4級までの各級	
心臓機能障がい		1級から3級までの各級	
じん臓機能障がい			
肝臓機能障がい			
呼吸器機能障がい			
ぼうこう又は直腸の機能障がい			
小腸機能障がい			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい			
知的障がい者		重度 (A)	知
精神障がい者		1級	精
色素性乾皮症患者		等級指定なし	難
戦傷病者		等級指定なし	

申請に必要なもの一障がい者手帳等(写し)。代理人(親権者等)が申請する場合は、申請者との続柄が確認できるもの(詳しくは、門真警察署へお問い合わせください。)

※申請時には必ずご本人も門真警察署へ

手続: 門真警察署交通課交通総務係 (Tel.06-6906-1234)

大阪府警察本部駐車管理課 (Tel.06-6943-1234)

X その他

身 知 精

(1) 市営住宅

問い合わせ先: 門真市営住宅管理センター 日本管財株式会社
 TEL06-6967-8799
 月曜～土曜 午前9時～午後6時

(2) 府営住宅

問い合わせ先: 大阪府営住宅
 大阪府営住宅寝屋川管理センター 日本管財株式会社
 TEL 072-812-2860
 月曜～土曜 午前9時～午後6時
 ・入居申込用紙は、各募集時期に市役所受付と南部市民センターにあります。

(3) 車いすの貸出しと紙おむつの給付

車いすは、必要なときに、3箇月を限度としてお貸しします。
 紙おむつは、市民税非課税世帯(生活保護世帯は除く。)を対象に年1回を限度として給付します。
 手続: 門真市社会福祉協議会 TEL06-6902-6453

(4) 郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票は、身体障がい者手帳をお持ちの方で、次のような障がいのある方(○印に該当する方)に認められています。

身体障がい者手帳	障がい名	障がいの程度			備考
		1級	2級	3級	
	両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	/	上肢又は視覚の障がいの程度が1級と記載されている方は、代理記載制度も認められています。
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	-	○	
	免疫、肝臓の障がい	○	○	○	

手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

手続・問い合わせ先: 選挙管理委員会事務局 TEL06-6902-6990

(5) 身体障がい者補助犬

身体障がい者の日常生活を支援する身体障がい者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)に関する相談及び身体障がい者補助犬の貸与を行っています。

窓口: 大阪府障がい福祉室自立支援課 TEL06-6944-9176 FAX06-6942-7215

(6) 公益社団法人 門真市シルバー人材センター

長年培ってきた経験や技能を地域社会にもう一度役立てることで、生活感の充実、福祉の増進を図るとともに高年齢者の技能を生かした活力のある地域社会づくりに寄与することを目的としています。

門真市シルバー人材センターができる仕事:住宅改修サービス、ワンコインサービス、福祉有償運送業務、その他(福祉援助サービス、不用品の運び出し等)詳しくは、お問い合わせください。

窓口:公益社団法人 門真市シルバー人材センター TEL 06-6905-5911 FAX 06-6905-0085

(7) 大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度

障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方々が安心して外出できるよう、公共施設や商業施設などにおける車いす使用者用の駐車区画等をご利用いただくための利用証を大阪府が交付します。

申請手続き等については、窓口で配布しているパンフレットまたは府ホームページからご確認ください。

手続:大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課 TEL 06-6944-2362 FAX 06-6942-7215

身体障がい者障がい程度等級表 身

級 別		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
視覚		○	○	○	○	○	○	
聴覚又は平衡機能	聴覚		○	○	○		○	
	平衡機能			○		○		
音声機能、言語機能、そしゃく機能				○	○			
肢体不自由	上肢	○	○	○	○	○	○	
	下肢	○	○	○	○	○	○	
	体幹		○	○	○		○	
	脳原性運動機能	上肢機能	○	○	○	○	○	○
移動機能		○	○	○	○	○	○	
内部障がい	心臓機能		○		○	○		
	じん臓機能		○		○	○		
	肝臓機能		○	○	○	○		
	呼吸器機能		○		○	○		
	ぼうこう又は直腸機能		○		○	○		
	小腸機能		○		○	○		
	免疫機能		○	○	○	○		

かんけいだんたいいちらん
関係団体一覧

しょうがいしゃだんたいめい 障がい者団体名	かつどうもくてき 活動目的	れんらくさき 連絡先
かどまししんたいしょうがいしゃふくしかい 門真市身体障害者福祉会	しんたいしょうがいしゃしゃかいさんかきかいじゅうじつ 身体障がい者の社会参加の機会を充実させることにより、身体障がい者の更生援助を図るとともに、福祉の向上並びに会員相互の連携及び協調を図ります。	FAX:06-6903-4453 いわもと 岩本
かどまししりょくしえんきょうかい 門真市視力支援協会		TEL:090-3198-8723 まえかわ 前川
かどましろうあぶかい 門真市ろうあ部会		FAX:06-6903-4453 いわもと 岩本
とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 かどまししていっくせいかい 門真市手をつなぐ育成会	ちてきしょうはいはつたつしょうひと 知的障がい、発達障がいのある人とその家族が、差別のない地域生活ができるよう、理解・啓発活動に努め、暮らしに役立つ情報提供を行います。また、余暇活動や体験行事、会員相互の親ぶく、研究会や相談活動を行い、これらの活動を通して、生活の質の向上と福祉の増進を目指します。	TEL:090-9278-9238 ひがしの 東野 FAX:06-6908-8674
かどま 門真クラブ	こうりゅうかい 交流会などのイベントを実施し、市が定期的に開催する会議や理解促進事業へ参加するとともに、会員相互の親睦を図ります。	TEL:06-6900-2503 みき 三木

たんだんたい
その他団体

だんたいめい 団体名	かつどうもくてき 活動目的	れんらくさき 連絡先
かどましかいごしゃかぞくかい 門真市介護者(家族)の会 ちゅうとしょうひとかいご (中途障がいの人の介護をしている家族)	かいごかかひとたがて 介護に関わる人が、お互いに手をつなぎ介護の悩みを打ち明けたり、助け合ったりしながら、介護の知識や情報を交換することによって、精神的・肉体的負担の軽減を図ります。	じむきょくかどまししゃかいふくしきょうぎかい 事務局:門真市社会福祉協議会 TEL:06-6902-6453 FAX:06-6904-1456

障がい児通所支援

	施設名	サービス名(対象)	場所
市 内	門真市立こども発達支援センター	児童発達支援 (未就学児) 放課後等デイサービス (就学児) 保育所等訪問支援 (未就学・就学児) 居宅訪問型児童発達支援 (未就学・就学児)	門真市大字北島546番地 TEL:072-883-1680
	タートル	児童発達支援(未就学児) 放課後等デイサービス (就学児)	門真市舟田町20-20 TEL:072-812-6780
	放課後等デイサービス なかよしハウス	放課後等デイサービス (就学児)	門真市柳田町7-20-101 TEL:06-6908-5151
	放課後等デイサービス げんきハウス	放課後等デイサービス (就学児)	門真市新橋町13-15-1F TEL:06-6907-5353
	門真市障がい者福祉センター 放課後等デイサービス「すてっぷ」	放課後等デイサービス (就学児) (重症心身障がい児)	門真市御堂町14-1-2F TEL:06-6904-6812
	特定非営利活動法人 門真市手をつなぐ育成会 キッズ・レインボー	児童発達支援(未就学児) 放課後等デイサービス (就学児)	門真市本町14-13 TEL:06-7165-7978
	ジェイ・エス ステージ ジュニア	放課後等デイサービス (就学児)	門真市千石東町2-41-13-1F 門真市千石東町2-41-14-1F 門真市千石東町2-41-15-1F TEL:072-884-1606
	ぴあ	児童発達支援(未就学児) 放課後等デイサービス (就学児)	門真市幸福町28-15-1F TEL:06-7165-7779
	チャイルドハート 門真駅前学館	児童発達支援(未就学児) 放課後等デイサービス (就学児)	門真市新橋町15-1-1F TEL:06-6780-4392
	チャイルドハート 門真学館	放課後等デイサービス (就学児)	門真市新橋町16-5-1F TEL:06-4304-4428
	YCCこども教育研究所 きらきら	児童発達支援(未就学児) 放課後等デイサービス (就学児)	門真市常盤町7-8-1-B TEL:072-812-2443
YCCもこもこ大和田教室	児童発達支援(未就学児) 放課後等デイサービス (就学児)	門真市野里町8-25-1F TEL:072-885-3320	

市 ない内	ハッピーテラス門真教室 かどまきょうしつ	児童発達支援(未就学児) ほうかごとう 放課後等デイサービス (就学児)	かどましすえひろちやう 門真市末広町17-18-1F TEL:06-6115-5700
	ファミリアキッズ門真 かどま	児童発達支援(未就学児)	かどましはままち 門真市浜町6-19-1F TEL:06-6780-3800
	療育教室門真校 りやういくきやうしつかどまこう	ほうかごとう 放課後等デイサービス (就学児)	かどましみやまてちやう 門真市宮前町2-19 TEL:072-887-5656
	あさがおねっと大和田 おおわだ	児童発達支援(未就学児) ほうかごとう 放課後等デイサービス (就学児)	かどましじやうじやう 門真市常称寺町27-20-1F TEL:072-842-3993
	発達支援ルーム ゆあーず門真	児童発達支援(未就学児) ほうかごとう 放課後等デイサービス (就学児)	かどましすえひろちやう 門真市末広町40-1-2F TEL:06-6967-8956
	放課後等デイサービス ウィズ・ユア門真 かどま	児童発達支援(未就学児) ほうかごとう 放課後等デイサービス (就学児)	かどましやなぎまち 門真市柳町12-22-1F TEL:06-6115-5702
	子どもサポートルーム シーポ si-po	児童発達支援(未就学児) ほうかごとう 放課後等デイサービス (就学児) ほいくしやうほうもんしえん 保育所等訪問支援 (未就学・就学児)	かどましすえひろちやう 門真市末広町10-6-1F TEL:06-6995-4400
	児童発達支援umbrella じどうはったつしえんアンブレラ	児童発達支援(未就学児)	かどましのざとちやう 門真市野里町9-9-301 TEL:072-813-5864
	コモモ komomo	児童発達支援(未就学児) ほうかごとう 放課後等デイサービス (就学児)	かどまししまがら 門真市島頭3-22-7-1F TEL:072-842-5115
	グリン グロおおわだ Gling・Glo大和田	児童発達支援(未就学児) ほうかごとう 放課後等デイサービス (就学児) ほいくしやうほうもんしえん 保育所等訪問支援 (未就学・就学児)	かどましのざとちやう 門真市野里町27-19 TEL:072-800-4990
	LITALICOジュニア 大日 教室 だいにち	児童発達支援(未就学児) ほいくしやうほうもんしえん 保育所等訪問支援 (未就学・就学児)	かどましむこうじままち 門真市向島町3-35 ベアーズ B棟1階 区画番号7 TEL:06-6916-5960
	児童発達支援・放課後等 デイサービスgrow up じどうはったつしえん ほうかごとう グロウ アップ	児童発達支援(未就学児) ほうかごとう 放課後等デイサービス (就学児)	かどまししもまぶしちやう 門真市下馬伏町10-14-101 TEL:072-812-6240
	YCCもこもこ門真教室 わいしーしー かどまきょうしつ	児童発達支援(未就学児) ほうかごとう 放課後等デイサービス (就学児)	かどましときわちやう 門真市常盤町12-5 TEL:072-884-5500

市	さ に きつず Sunny Kids	児童発達支援(未就学児) ほうかごとう 放課後等デイサービス	もりぐちしやうこうちやう 守口市東光町3-5-13 TEL:06-6991-9815
---	-----------------------	--------------------------------------	--

外		(就学児)(重症心身障がい児)	
	オールケア大日	児童発達支援(未就学児) 放課後等デイサービス (就学児)(重症心身障がい児)	守口市梶町1-4-14 TEL:06-6904-8880
	オールケア守口	児童発達支援(未就学児) 放課後等デイサービス (就学児)(重症心身障がい児)	守口市大久保町5-39-6 TEL:06-6916-0555
	オールケア守口 ののはな	児童発達支援(未就学児) (重症心身障がい児)	守口市藤田町1-52-13 TEL:06-6967-8700
	オールケア寝屋川のどか	児童発達支援(未就学児) 放課後等デイサービス (就学児)(重症心身障がい児)	寝屋川市宇谷町1-21 TEL:072-811-5521
	オールケア寝屋川ひかり	放課後等デイサービス (就学児)(重症心身障がい児)	寝屋川市宇谷町1-18 TEL:072-800-3201
	児童 児童デイサービスハイジ	児童発達支援(未就学児) 放課後等デイサービス (就学児)(重症心身障がい児)	寝屋川市成美町27-10 TEL:072-839-0234
	ピアリン	児童発達支援(未就学児) 放課後等デイサービス (就学児)(重症心身障がい児)	大東市野崎1-9-5-102 大東市野崎1-9-5-103 TEL:072-800-8556
	ピリナ	児童発達支援(未就学児) 放課後等デイサービス (就学児)(重症心身障がい児)	大東市北条1-7-23-1F TEL:072-800-8556

※市外事業所は主として重症心身障がい児を対象としているところを紹介しています

障がい福祉サービス事業所(日中活動系)

名 称	サービス名	運 絡 先
地域活動支援センター あん	地域活動支援 センター	門真市宮野町2-20-3F 072-885-1144
ふろんていあ	地域活動支援 センター	門真市新橋町17-8-2F 06-6780-6730
門真市障がい者福祉センター	生活介護	門真市御堂町14-1 06-6904-6812
ジェイ・エス ステージ	生活介護	門真市桑才新町24-1 06-6905-1397
スマイルキャンパス	生活介護	門真市常盤町7-12 072-814-7607

第2ジェイ・エス ステージ	生活介護	かどまししもまぶしちよう 門真市下馬伏町19-9 072-882-3311
bird	生活介護	かどましすえひろちよう 門真市末広町8-13-402 06-7708-5162
バンドミー10	生活介護	かどましみつしま 門真市三ツ島3-5-35 072-884-2100
ほにいず	生活介護	かどましうちこしちよう 門真市打越町3-3 06-6916-9700
ライフケア 花風	生活介護	かどましすえひろちよう 門真市末広町11-21 06-6991-8253
かどまつ苑 生活介護 かどまつ苑 短期入所	生活介護 短期入所	かどまししろがきちよう 門真市城垣町1-27 072-885-8055
ナーシングホーム智鳥	生活介護 短期入所	かどましきたじまちよう 門真市北島町12-20 072-881-8201
こもれび	生活介護 就労継続支援B型	かどましやなぎまち 門真市柳町16-8 06-6907-5160
障セ・ウィタン	生活介護 就労継続支援B型	かどましみつしま 門真市三ツ島6-23-9 072-885-2894
パロット	生活介護 就労継続支援B型	かどましふなだちよう 門真市舟田町27-32 072-887-6161
ゲーム	短期入所	かどましふなだちよう 門真市舟田町20-20 072-812-6781
グループホーム二階堂	短期入所	かどまししのみや 門真市四宮1-2-17-304 06-6780-3502
ショートステイ ジェイ・エス くわざいA ショートステイ ジェイ・エス くわざいB	短期入所	かどましくわざいしんまち 門真市桑才新町24-2-1F, 2F 06-6780-3502
ソシアひえ島	短期入所	かどましひえ島まちよう 門真市ひえ島町25-3 072-812-6555
ブドウショートステイ	短期入所	かどまししまがしら 門真市島頭4-11-11 072-803-7175
クローバー	就労移行支援	かどましのさとちよう 門真市野里町9-24-1F 072-885-6025
JSN門真	就労移行支援	かどましすえひろちよう 門真市末広町40-3-5F 06-6904-1905
みらぼ	就労移行支援 就労継続支援B型	かどましすえひろちよう 門真市末広町39-19-102 050-1468-7626
門真ワークプレイス	就労継続支援A型	かどまししもまぶしちよう 門真市下馬伏町9-28 072-887-3211

グローアップ	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援A型	かどましはやみちよう 門真市速見町5-5-102 06-6991-9781
就労支援センター門真	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援A型	かどましすえひろちよう 門真市末広町32-5-205 06-6926-9451
self-A・レーヴ	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援A型	かどまししんげちよう 門真市新橋町6-12-3-B 06-6902-2222
ジョブハウスくすの木	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援A型 しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどましやなぎまち 門真市柳町1-18-103 06-7897-7050
アースファーム	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどましみつしま 門真市三ツ島5-1-12 072-813-5155
アイ・i	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどましいづみまち 門真市泉町1-24 06-6900-5641
アップルツリー	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどましきかえまち 門真市栄町29-12-2 06-6901-8812
いっばんしゃだんほうじん 一般社団法人ワーク・サポート・センター	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどまし 門真市深田町 1-6-101, 102 06-7171-1543
オリーブプラント	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどまししまがしら 門真市島頭1-6-25-1F 072-819-4392
かすみそう	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどましすえひろちよう 門真市末広町40-1-4F 06-6909-5570
グレース工房 <small>こうぼう</small>	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどましひがしだちよう 門真市東田町12-1 06-6908-5980
さくら工房 <small>こうぼう</small>	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどましやなぎまち 門真市柳町5-1-121 06-6780-9388
サニーデイ	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどまししんげちよう 門真市新橋町17-8-1F 06-6900-2503
しののめ	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどましことぶきちよう 門真市寿町 20-27-4F 06-6780-9070
しゅうろうけいぞくしえん がたしせつ スマイル 就労継続支援B型施設 smile	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどましきしわだ 門真市岸和田3-45-20-1F 072-814-5308
しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょうしょ 就労継続支援B型事業所 ソラール	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどましわかたちよう 門真市脇田町12-3 072-814-9300
しゅうろうけいぞくしえん がたしせつ 就労継続支援B型施設すたーと	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどましせんごくひがしまち 門真市千石東町38-7 072-814-6940
ジェイ・エス ステージB	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどましせんごくひがしまち 門真市千石東町2-5-7 072-884-0152
なかま いえ 仲間の家たけのこ	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどましきしわだ 門真市岸和田3-38-18 072-881-8355

なご 和やか	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどましうちこしちよう 門真市打越町3-3-202, 303 072-800-7538
ハートフェルト・フローラル・プロジェクト門真市	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどまししんぼしちよう 門真市新橋町22-15-1F 06-6780-9288
ヒマワリホーム	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどましこうふくちよう 門真市幸福町21-5 06-6902-7808
ぷらすファーム	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどましこうふくちよう 門真市幸福町28-19-1 06-6916-5080
ホワイトハウス	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどましみやのちよう 門真市宮野町6-6-10B 072-883-7511
マンボウと海がめ	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどましこうふくちよう 門真市幸福町20-14 06-6780-3939
ミラル	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどまししいしほちちよう 門真市石原町29-15 06-6991-8056
Meli	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどましふなだちよう 門真市舟田町33-28 072-803-7482
ラヴィアンローズ門真事業所	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどましおおいけちよう 門真市大池町13-19 072-813-8339
ルージュ作業所	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどまししいしほちちよう 門真市石原町14-20 06-6903-2878
ワーク支援センター光明	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどまししもまぶしちよう 門真市下馬伏町1-23-1F 072-812-5172
わーくすあさがお	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどましこうふくちよう 門真市幸福町20-3-2F 06-7508-4909
ワークスペースおおわだ	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	かどましのざとちよう 門真市野里町8-1-3F 072-814-6313

していとくていそうだんしえんじぎょうしよ けいかくそうだんしえん
指定特定相談支援事業所(計画相談支援)

めい しょう 名 称	してい しゅるい 指定の種類	れん らく さき 連 絡 先
かどまししよ しゃそうだんしえん 門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス かどましみどうちよう かどましほけんふくし (門真市御堂町14-1 門真市保健福祉センター1F)	しょう しか 障がい者 しょう じ 障がい児	06-6901-3041 なかむら 中村

<small>しょう しゃそうだんしえんじぎょうしょ</small> 障がい者相談支援事業所 あん <small>かどましみやのちやう</small> (門真市宮野町2-20 3F)	<small>しょう しょう</small> 障がい者	072-885-1144 たかだ 高田
<small>かいごそうだん</small> くすのき介護相談センター <small>かどましなかもち</small> (門真市中町11-96)	<small>しょう しょう</small> 障がい者 <small>しょう しょう</small> 障がい児	06-6902-8666 きとう 佐藤
ケアプランセンター ブドウ <small>かどまししまがしら</small> (門真市島頭4-11-11)	<small>しょう しょう</small> 障がい者	072-800-6768 きとなか 里中
<small>とくていそうだんしえんじぎょうしょ</small> 特定相談支援事業所 シオン <small>かどましひがしだちやう</small> (門真市東田町12-1)	<small>しょう しょう</small> 障がい者	06-6115-5902 なかむら 中村
<small>そうだんしえん</small> ちどり相談支援センター <small>かどましきたじまちやう</small> (門真市北島町12-3)	<small>しょう しょう</small> 障がい者 <small>しょう しょう</small> 障がい児	072-881-8201 すずき 鈴木
<small>かいご しゃかいふくししじむしょ</small> まぶち介護・社会福祉士事務所 <small>かどましはままち かわばた</small> (門真市浜町27-16 川端サンモール A棟103)	<small>しょう しょう</small> 障がい者 <small>しょう しょう</small> 障がい児	06-6909-0101 まぶち 馬淵
<small>しょう しょうそうだんしえん</small> 障がい者相談支援センターファミリア <small>かどまししもしまちやう ばん ごう かい</small> (門真市下島町5番2号3階)	<small>しょう しょう</small> 障がい者 <small>しょう しょう</small> 障がい児	072-887-3252 おおくぼ 大久保
<small>かどまどり</small> 風真鳥 <small>かどまししんぼしちやう かいなか</small> (門真市新橋町17-8 2階中)	<small>しょう しょう</small> 障がい者	080-4199-5862 えぼら 榎原
<small>あさひ</small> 朝日ケアプランセンター <small>かどましあさひちやう</small> (門真市朝日町8-7)	<small>しょう しょう</small> 障がい者 <small>しょう しょう</small> 障がい児	072-814-9216 ながい 永井
<small>そうだんしえん</small> オールケア相談支援センター <small>もりぐちしかじまち ちやうめ</small> (守口市梶町1丁目4-15)	<small>しょう しょう</small> 障がい者 <small>しょう しょう</small> 障がい児	06-4397-7889 たかだ 高田
<small>そうだんしえんじぎょうしょ</small> 相談支援事業所 ゆあーず <small>だいとうしあかい だいとう</small> (大東市赤井1-15-1 大東ビル1)	<small>しょう しょう</small> 障がい者 <small>しょう しょう</small> 障がい児	072-812-7886 よしだ 吉田
<small>そうだんしえん</small> 相談支援 かどまつ <small>かどまししろがきちやう</small> (門真市城垣町1-27)	<small>しょう しょう</small> 障がい者 <small>しょう しょう</small> 障がい児	072-885-8055 やまもと 山本
ふたばサポートセンター <small>かどましかみのぐちちやう ばん ごう</small> (門真市上野口町2番11号)	<small>しょう しょう</small> 障がい者 <small>しょう しょう</small> 障がい児	072-800-3725 おきむら 長村
ケアセンター あゆみ <small>かどましきしわだ ちやうめ ばん ごう</small> (門真市岸和田二丁目11番30号)	<small>しょう しょう</small> 障がい者 <small>しょう しょう</small> 障がい児	072-888-8731 おとざわ 音澤
<small>そうだんしえん</small> 相談支援umbrella <small>かどましのぎとちやう</small> (門真市野里町9-9 サンワビル 305)	<small>しょう しょう</small> 障がい児	072-813-5864 のま 野間
スマイル <small>かどまししょうじちやう ばん ごう</small> (門真市小路町5番18号)	<small>しょう しょう</small> 障がい者	06-6926-9998 いもの 芋野

ルイーダ かどましわかたちょう ばん ごう (門真市脇田町24番16号)	しょうがい者 しょうがい児	072-392-9962 まつもと 松本
しゃかいふくしほうじん かい していとくていそうだんじぎょうしょ きがな きゆうしちゆう 社会福祉法人あしたの会 指定特定相談事業所 絆 (休止中) かどまししまがしら ちょうめ ばん ごう (門真市島頭4丁目1番16号)	しょうがい者 しょうがい児	072-882-3925 あさぎ 浅崎
しょうがいしゃそうだんしえん 障がい者相談支援センター なるなる かどましじょうしょうじちゆう (門真市常称寺町27-2)	しょうがい者 しょうがい児	072-886-1551 なるせ 成瀬
そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所リアン かどましおきまち ばん ごう (門真市沖町13番14号)	しょうがい者	06-4400-2829 いわもと 岩本
そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所みのり かどましすえひろちゆう ばん ごう ふるかわけし (門真市末広町36番10号アドラブル古川橋ウエスト)	しょうがい者 (精神) しょうがい児	06-6916-9700 きした 木下
かどましりつ ほんたつしえん そうだんしえんじぎょうしょ 門真市立こども発達支援センター 相談支援事業所SUN かどましおおあぎきたじま ばんち (門真市大字北島546番地)	しょうがい児	072-883-1680 なかもと 中本
そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所めり かどましふなだちゆう (門真市舟田町33-28)	しょうがい者 しょうがい児	072-803-7482 はまだ 濱田

障がい者に関するマークについて

街で見かける障がい者に関するマークには、主に次のようなものがあります。
皆さまの御理解と御協力をお願いいたします。


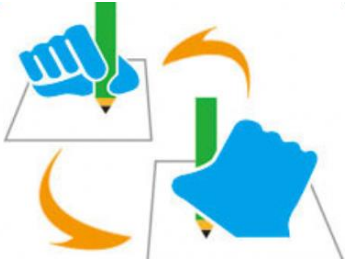

○ 順不同

名称	概要等	関係機関・団体
<p>【障がい者のための 国際シンボルマーク】</p> 	<p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。</p> <p>※個人の車に表示することは、国際シンボルマーク本来の主旨とは異なります。障がいのある方が、車に乗車していることを、周囲にお知らせする程度の表示になります。したがって、個人の車に表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。駐車禁止を免れる、または障がい者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりませんので、ご理解の上ご使用ください。</p>	<p>公益財団法人 日本障害者 リハビリテーション協会 TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523</p>
<p>【身体障害者標識】</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局 交通企画課 TEL:03-3581-0141(代)</p>

名称 <small>めいしやう</small>	概要等 <small>がいやうたう</small>	関係機関・団体 <small>かんけいきかん だんたい</small>
<p>【聴覚障害者標識】 <small>ちやうかくしやうがいしやひやうしき</small></p> 	<p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局 交通企画課 TEL:03-3581-0141(代)</p>
<p>【盲人のための国際シンボルマーク】 <small>もうじん こくさい</small></p> 	<p>世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL:03-5291-7885</p>
<p>【耳マーク】 <small>みみ</small></p> 	<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障がい者へ配慮した対応ができることを表しています。</p> <p>聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮(口元を見せゆったり、はっきり話す・筆談で対応する・呼ぶときは傍へ来て合図する・手話や手振りなどで表すなど)について御協力をお願いいたします。</p>	<p>一般社団法人全日本 難聴者・中途失聴者団体 連合会 TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046</p>

めいしやう 名称	がいしやうしやう 概要等	かんけいきかん だんたい 関係機関・団体
<p>【ヒアリングループマーク】</p> 	<p>「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。</p> <p>このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らせ、利用を促すものです。</p>	<p>いっぽんしやだんほうじんぜんにっぽんなんぢやうしや 一般社団法人全日本難聴者 ちゆうとしつちやうしやだんたいれんごうかい 中途失聴者団体連合会 TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046</p>
<p>【ほじょ犬マーク】</p> 	<p>身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障がいのある人が身体障がい者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別にあたります。</p> <p>補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。</p>	<p>こうせいろうどうしやうしやかい 厚生労働省社会・ えんごきよくしやうがいほけんふくしぶきかくか 援護局 障害 保健 福祉部 企画課 じりつしえんしんこうしつ 自立支援振興室 TEL:03-5253-1111(代) FAX:03-3503-1237</p>

<p>めいしやう 名称</p>	<p>がいやうたう 概要等</p>	<p>かんけいきかん だんたい 関係機関・団体</p>
<p>【オストメイト用設備/オストメイト】</p> 	<p>オストメイトとは、がんなどで人工 肛門・人工膀胱を造設している 排泄機能に障がいのある障がい者 のことをいいます。 このマーク(JIS Z8210)は、オストメ イトの為の設備(オストメイト対応の トイレ)があること及びオストメイトで あることを表しています。 このマークを見かけた場合には、 身体内部に障がいのある障がい者 であること及びその配慮されたトイ レであることを御理解の上、御協力を お願いします。</p>	<p>こうえきざいだんほうじんこうつう 公益財団法人交通エコロジー・モ ビリティ財団 TEL:03-5844-6265 FAX:03-5844-6294</p>
<p>【ハートプラスマーク】</p> 	<p>「身体内部に障がいがある人」を 表しています。身体内部(心臓、 呼吸機能、じん臓、ぼうこう・直腸、 小腸、肝臓、免疫機能)に障がい がある方は外見からは分かりにくい ため、様々な誤解を受けることがあ ります。 内部障がいの方の中には、電車 などの優先席に座りたい、 障がい者用駐車スペースに 停めたい、といったことを希望して いることがあります。 このマークを着用されている方 を見かけた場合には、内部障がいへ の配慮について御理解、御協力を お願いします。</p>	<p>とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 ハート・プラ スの会 〒572-0848 ねやがわしほだちやう ばん ごう 寝屋川市秦町41番1号 ねやがわしりつしみんかいかん 寝屋川市立市民会館4階 ねやがわしりつしみんかつどう 寝屋川市立市民活動センター内 TEL 080-4824-9928(注) Eメール:info@heartplus.org (注)担当者が不在のため電話に出 られない場合があります ありますので、 できるだけEメール、郵便でお願い いたします。</p>
<p>【ヘルプマーク】</p> 	<p>義足や人工関節を使用している 方、内部障がいや難病の方、また は妊娠初期の方など、外見からわ からなくても援助や配慮を必要とし ている方々が、周囲の方に配慮を 必要としていることを知らせることが できるマークです(JIS 規格)。 ヘルプマークを身に着けた方 を見かけた場合は、電車・バス内で席 をゆずる、困っているようであれば 声をかける等、思いやりのある行動 をお願いします。</p>	<p>とうきやうとふくしきよやう しやしきくすいしんぶ 東京都福祉局障がい者施策推進部 企画課社会参加推進担当 TEL:03-5320-4147 かどまししやう ふうくしか 門真市障がい福祉課 TEL:06-6902-6154 FAX:06-6905-9510</p>

名称 <small>めいしょう</small>	概要等 <small>がいようとう</small>	関係機関・団体 <small>かんけいきかん だんたい</small>
<p>【手話マーク】</p> 	<p>きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに掲示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話言語による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに提示することもできます。</p> <p>きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「手話言語で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「手話言語で対応します」等の意味になります。門真市では携帯できるカードも作成しております。</p>	<p>一般社団法人全日本ろうあ連盟 <small>いっぽんしゃだんほうじんぜんにっぽん ろうあれんめい</small> TEL:03-6302-1430 FAX:03-6302-1449</p>
<p>【筆談マーク】</p> 	<p>きこえない・きこえにくい人、音声言語障がい者、知的障がい者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに掲示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに提示することもできます。</p> <p>きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。</p>	<p>一般社団法人全日本ろうあ連盟 <small>いっぽんしゃだんほうじんぜんにっぽん ろうあれんめい</small> TEL:03-6302-1430 FAX:03-6302-1449</p>
<p>【ヘルプカード】</p> 	<p>障がいのある方などが普段から身に着けておくことで、緊急時や災害時、困ったときに周囲に提示することで援助や配慮をお願いしやすくするものです。</p>	<p>門真市障がい福祉課 <small>かどまししやう ふくしか</small> TEL:06-6902-6154 FAX:06-6905-9510</p> <p>※窓口での配布はしておりませんので、門真市ホームページよりカラー印刷をしてご利用ください。</p>

と^いあ^わ さ^き
問^あ合^はせ^あ先

か^どま^し ほ^けん^ふく^し ぶ^じょう ふ^くし^か
門^あ真^ま市^し保^ほ健^{けん}福^ふ祉^し部^ぶ 障^がい^ふ祉^し課^か

か^どま^し な^かま^ち ぼ^ん ご^う
〒571-8585 門^あ真^ま市^し中^{ちゆう}町^{つう}1番^{ばん}1号^{ごう}

Tel 06-6902-6154・6054 (直^{ちゆう}通^{つう})

Fax 06-6905-9510 (直^{ちゆう}通^{つう})

れ^いわ ね^ん が^つほ^っこ^う
令^れ和^い6年^{ねん}12月^{がつ}発^{はつ}行^{こう}